

伊勢崎市田園環境整備マスタープラン

★ 20万市民が健康で安心して暮らせる県央都市 いせさき ★



表紙写真は、「波志江環境ふれあい公園」

「恵みある田園 水・緑あふれる いせさき」

を目指して



本市は、群馬県の南東部に位置し比較的平坦な地形を有しており、豊富な農業用水を利用して、米麦の作付けが盛んに行われており、施設園芸や露地野菜の栽培も盛んで、首都圏を中心に農産物を出荷する都市近郊型農業を形成しております。

こうした中、農産物の安定供給の施策として、農業生産基盤の整備や農村地域の生活環境の整備を、積極的に推進しております。

また、一方では農村地域が持つ豊かな自然環境に市民の関心が高まる中、土地改良事業においても、環境に配慮した事業実施が求められております。

このため市民や有識者の協力を得て、土地改良事業における環境への取り組みの指針となる「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン」を作成いたしました。

この計画では、市民の視点に立った、快適な農村環境を実現するため、澄んだ空気と清らかな水、豊かな緑とその景観をはじめ、肥沃な土壌と多様な動植物の保全等に配慮したものであり、元気で活力ある自然豊かな農村を目指します。

おわりに、本プラン策定にあたり貴重な意見をいただきました「伊勢崎市農村地域環境保全マスタープラン検討委員会」の皆様をはじめ、関係の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成21年3月

伊勢崎市長

五十嵐清隆



伊勢崎市田園環境整備マスタープラン



目 次

| | | |
|------------|--------------------------------|-----------|
| 第1章 | 田園環境整備マスタープラン策定の基本的な考え方 | 1 |
| 第1節 | マスタープランの背景と目的 | 1 |
| 第2節 | マスタープランの位置づけ | 2 |
| 第2章 | 自然環境調査 | 3 |
| 第1節 | 現況調査 | 3 |
| 1-1. | 地域概要（位置） | 3 |
| 1-2. | 地域概要（地勢） | 4 |
| 2. | 自然環境（気象、地形、地質、水環境） | 5 |
| 第2節 | 植生物 | 7 |
| 1. | 伊勢崎市の木・花 | 7 |
| 2. | 植 物 | 7 |
| 3. | 動 物（鳥類、ほ乳類、魚類、爬虫類、両生類、昆虫類、その他） | 9 |
| 4. | 絶滅のおそれのある野生生物 | 11 |
| ◆ | 植物編 | 11 |
| ◆ | 動物編 | 12 |
| 第3節 | 景 観 | 13 |
| 1. | 自然景観 | 13 |
| 第3章 | 社会環境調査 | 15 |
| 第1節 | 地域指定 | 15 |
| 第2節 | 地域指標 | 16 |
| 1. | 人口と世帯数 | 16 |
| 2. | 産業構造 | 17 |
| 第3節 | 観光レクリエーション | 18 |
| 1. | 観光資源 | 18 |
| 第4節 | 土地利用 | 20 |
| 1. | まちづくりの体系 | 21 |
| 2. | 望ましい環境像 | 22 |
| 3. | 土地利用のゾーニングについて | 23 |
| 第5節 | 歴 史 | 25 |
| 1. | 指定文化財 | 25 |
| 2. | 伝承・伝説・民話等 | 29 |
| 3. | 芸 能 | 30 |
| 4. | その他のまつり・イベント・民俗芸能等 | 30 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第4章 | 環境評価 | 31 |
| 第1節 | 現状と課題 | 31 |
| | 1. 自然環境 | 31 |
| | 2. 社会環境 | 31 |
| | 3. 生産環境 | 32 |
| 第5章 | 環境保全の基本的な考え方 | 33 |
| 第1節 | 指針・その他 | 33 |
| 第6章 | 地域の整備計画 | 34 |
| 第1節 | 将来都市像とまちづくりの体系 | 34 |
| | 1. 将来都市像と基本戦略 | 34 |
| | 2. 基本政策 | 34 |
| 第7章 | 農業農村整備事業と環境対策 | 36 |
| 第1節 | 環境保全目標・基本方針 | 36 |
| 第8章 | 農業農村整備事業における整備計画 | 37 |
| 第1節 | ゾーニングの決定 | 37 |
| | 付図-1 伊勢崎市田園環境整備マスタープラン構想図 | 39 |
| 資料等 | | |
| | ・ 田園環境整備マスタープラン作成等に関する要領の制定について | 40 |
| | ・ 参考資料等一覧 | 42 |
| | ・ 検討委員会 | 43 |
| | ・ パブリックコメント | 43 |



田園環境マスタープラン策定の基本的な考え方

第1節 マスタープランの背景と目的

耕地利用率^(※1)において県平均91.8%を大きく上回る111.1%と、豊かな自然に恵まれた伊勢崎市は、これを活かした農業生産が活発に行われている地域である。

また、地理的条件にも恵まれて、首都圏への食料供給基地としてその果たす役割も大きなものがある。

今後の農業・農村整備実施にあたっては、常に地域全体を視野に入れつつ、二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を維持し、持続可能な社会の形成に資する。

さらに環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進するため、農村地域の環境保全の目標や対策に関する基本計画として「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン」を作成したものである。

この田園環境整備マスタープランを指針として、食の安心・安全を重視するニーズに応え、安定的に農産物を供給できる持続的な農業を目指し、意欲と能力ある担い手の確保・育成や生産基盤の整備に努め、農業生産の向上を図ることとして、伊勢崎市総合計画での「持続可能な農業の振興」に取り組もうとするものである。

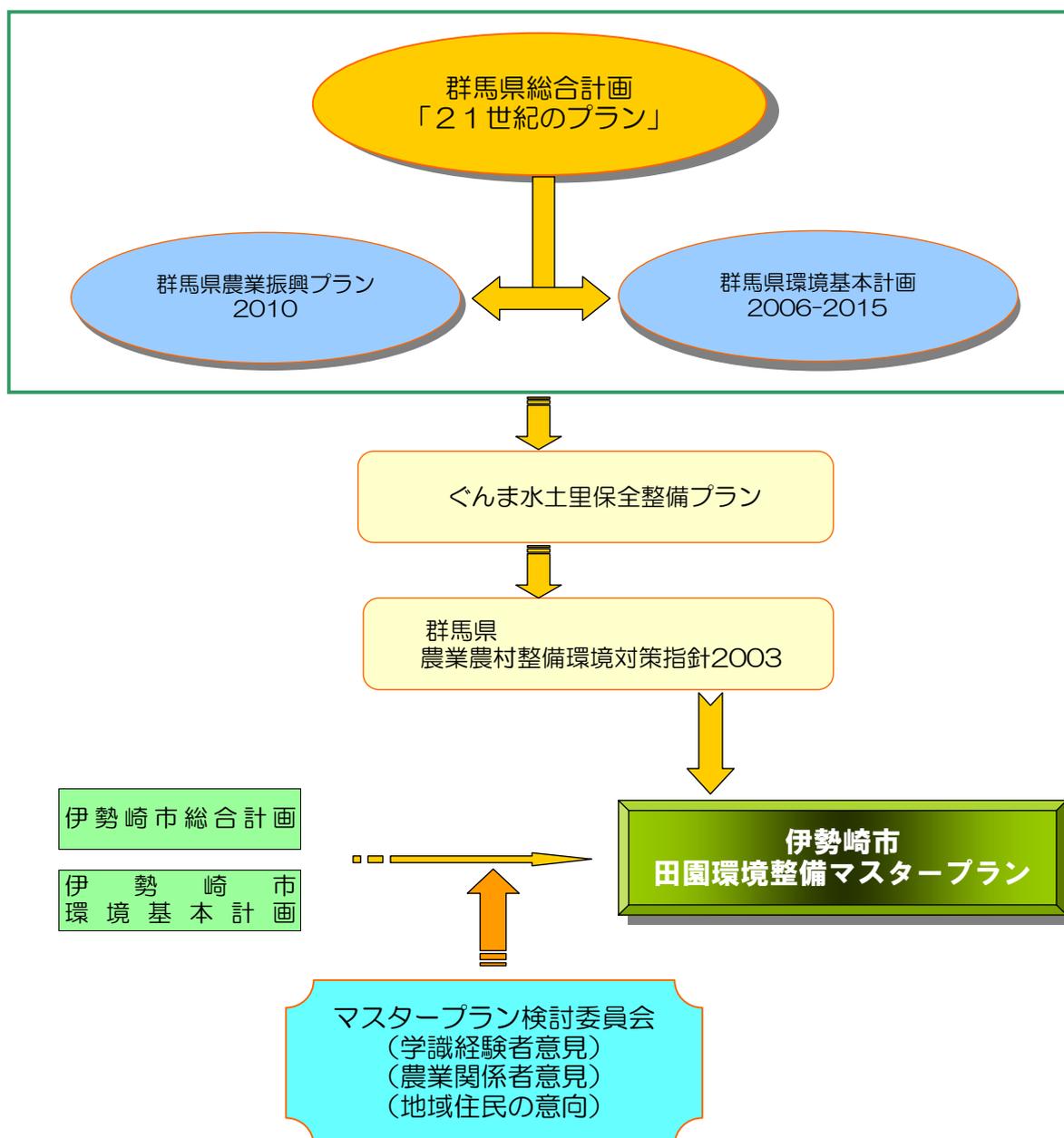


第2節 マスタープランの位置づけ

本マスタープランは、「群馬県総合計画〔21世紀のプラン〕」を最上位計画として、「群馬県農業振興プラン2010」、「群馬県環境基本計画」等で掲げるビジョンを背景に、「ぐんま水土里(みどり)保全整備プラン」等の基本計画を踏まえ、『群馬県農業農村整備環境対策指針2003』に基づき作成したものである。

また、「伊勢崎市 総合計画」及び関連する「伊勢崎市環境基本計画」等との整合を図りつつ、地域住民や学識経験者の意見を反映させて伊勢崎市独自の目標や対策を策定したものである。

なお、農林水産省が定めた「田園環境整備マスタープランの作成に関する要領の制定について」に該当するプランである。(P-40参照)

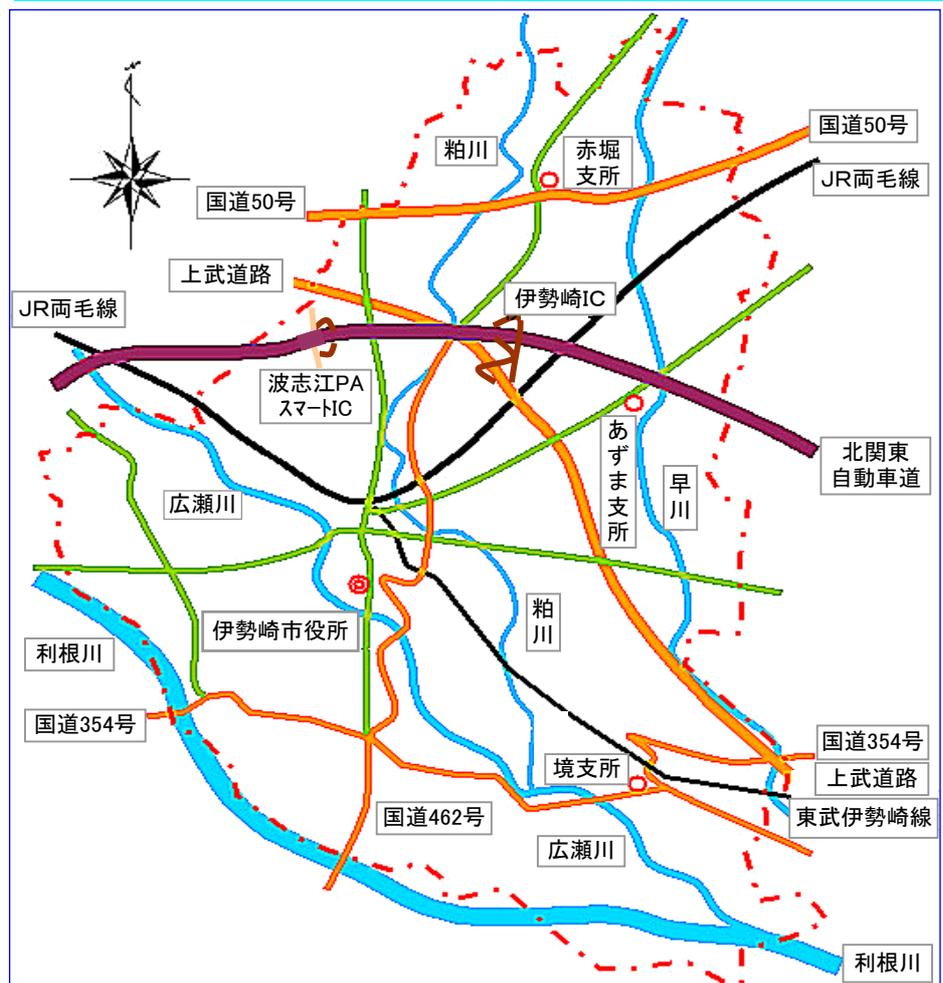


第1節 現況調査

1-1. 地域概要（位置）

平成17年1月に伊勢崎市・赤堀町・東村・境町の4市町村が合併して誕生した伊勢崎市は、群馬県の南東部(市役所:東経139度11分59秒、北緯36度18分31秒、海拔58.1m)に位置し、東を太田市、みどり市と、北・西を前橋市と、西を玉村町と接し、南は利根川を挟んで埼玉県本庄市、深谷市と接している。東西約14km、南北約19km、面積139.3km²で、赤城山の美しい裾野を背景とした利根川などの雄大な川の流れのもと、上毛カルタで「銘仙織り出す伊勢崎市」と詠まれるように、古くから織物のまちとして栄えてきた。

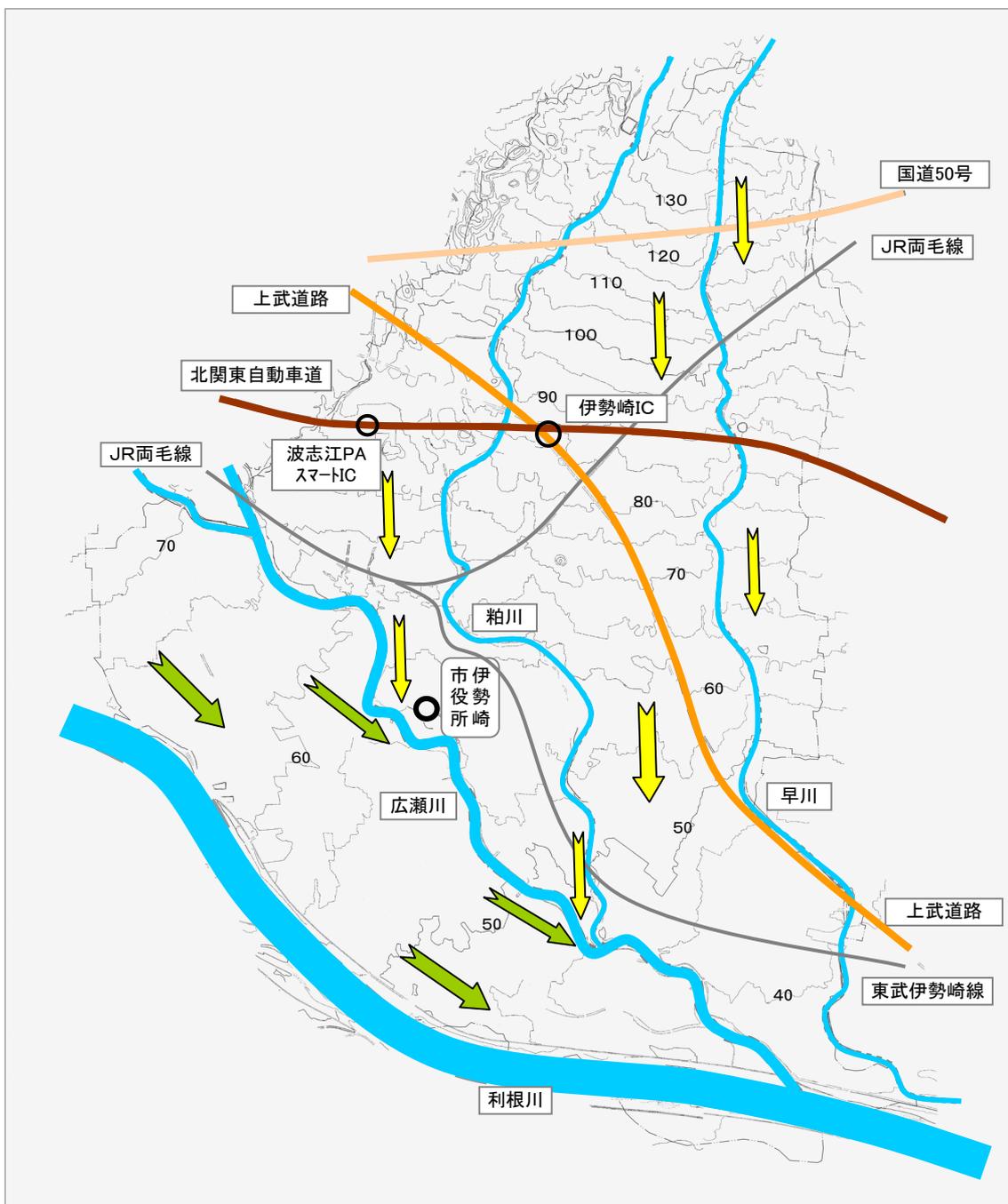
市の交通体系は、道路では市街地北部を東西に北関東自動車道が走り、南東から北西に市を縦断し新潟方面への新しいルートを提供している国道17号(上武道路)と伊勢崎ICで結ばれている。さらには東西に走る北部の国道50号、南部の国道354号などの基幹道路へは、多くの主要地方道や県道が連結し、県内交通の要衝となっている。鉄道は、東西に伊勢崎駅と国定駅を擁するJR両毛線が横断し、伊勢崎駅では東武伊勢崎線が結節している。また東武伊勢崎線は、新伊勢崎・剛志・境の各駅から東京方面に向かっている。



1-2. 地域概要（地勢）

伊勢崎市の地勢を等高線図(5m)で見ると、広瀬川を境にしてその西南側と東北側では、等高線の傾きに大きな違いがある。東北側の台地は北から南へ傾斜するのに対し、西南側の平野は西北から東南へ傾斜している。前者の傾斜方向は、粕川や早川の流路と一致し、後者は広瀬川及び利根川の方角と合致している。

大地の傾斜方向とは、大地を形成した営力^{※用語①}がはたらいた方向であり、北及び北西の二方向の地形形成営力による合作に成ることが等高線図から読み取れる。



〔 伊勢崎市 等高線図(5m) 〕

2. 自然環境（気象、地形、地質、水環境）

◆ 気象

伊勢崎市の気候は、やや内陸性を帯び、寒暖の変化が激しく、例年11月から3月にかけては北西の季節風（からっ風）が吹き、5月～9月にかけては南東の風が吹くことが多く、夏には雷雲が発生することが多いのが特徴と言える。

年間を通じての平均気温^{※2}は15.3℃であり、年間降水量^{※3}は約1,210mmと、県内でも降雨量の少ない地域であり、特に年間を通じて日照時間が長く、全国的にみても長いという特徴を持っている。

◆ 地形

伊勢崎市は、群馬県の南東部に位置し、利根川を挟んで埼玉県と接しており、標高は168m(西野町)～35m(境平塚)であるが、全体的には北西から南東に向かってごく緩やかな傾斜を成している。このため、土地利用において耕地面積は全面積の37.3%であるが、林地面積が0.2%と近隣の市に比べて極端に小さいことが大きな特徴となっている。

河川は、利根川と広瀬川の2大河川があり、利根川は市の南端を埼玉県境に沿って、広瀬川は市の中央部をそれぞれ南東に向かって流れている。広瀬川やその支流である粕川、また早川などの中小河川は、農業用水としての水源を提供している。



利根川堤防のサイクリング道路

◆ 地質

本市を流下する一級河川粕川付近を西端として、赤城山の南東麓は旧渡良瀬川が形成した更新世^{※用語②}の「大間々扇状地」が広がっている。この扇状地は、市の北端付近を扇央部とし、東は太田市八王子丘陵まで展開する県内最大の扇状地であり、扇端部では上田町のあまが池など数カ所の湧水池が見られる。

また、粕川の西側は、浅間山(黒斑成層火山)の山体崩壊によって発生した土砂(応桑岩屑なだれ^{※用語③})が吾妻川から利根川に流れ込んで堆積したとされる「前橋台地」が広がっているが、広瀬川に沿った地帯は幅約3kmで「広瀬川低地帯」が分布している。



豊富な湧水に恵まれるあまが池

◆ 水環境

伊勢崎市には、利根川や広瀬川、粕川、早川などの一級河川と赤坂川などの準用河川や用排水路などの多くの普通河川がある。また、波志江沼や伊与久沼などの沼があり、昔から美しい景観を保ちながら、かんがい用ため池として利用され、長年にわたって実り豊かな田畑を潤している。

利根川や広瀬川での堤防を利用したサイクリング道路や、粕川のほとりにあるせせらぎ公園及び広瀬川のラブリバー親水公園うぬき等では、市民が水と親しめる施設として整備され、貴重な水辺空間が形成されている。

これらの河川や沼などの水辺空間やそれを取り巻く緑と一体となった自然環境は、私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれる場としての役割が期待されるだけでなく、動植物にとっての貴重な生息・生育空間として生態系の保全の面からもその重要性が見直されている。



西部公園から望むラブリバー親水公園うぬき



花咲き誇る春のラブリバー親水公園うぬき

第2節 植 物

1. 伊勢崎市の木・花



花(春)…ツツジ



花(夏)…サルビア



市の木…マツ(連取：菅原神社)
(県指定天然記念物)



花(冬)…スイセン



花(秋)…菊

2. 植 物

伊勢崎市は、県下の各市の中で森林面積が最も少なく、アカマツやコナラなどの林が河川沿いや池沼周辺、流れ山などに見られるに過ぎず、点在する寺社林等は小規模ではあるが貴重な緑の景観資源である。全体的に平坦であり地形上の変化には乏しいが、植生の面では次に掲げる①～⑤のように特徴的な景観が見られる。



広瀬川・利根川合流付近



市街地の里山（八寸権現山付近）

①水量豊富な利根川流域は、水流の影響で寒さが和らいでいる。

ハハコグサ、ミドリハコベ、キュウリクサ、ツメクサ、タブノキなど



ハハコグサ



ミドリハコベ

②河川の影響を受けたと思われるもの

- ・ 種子や果実が川の流れによって運ばれたもの
春咲きヤマガラシ(冬ガラシ・西洋ヤマガラシ)等
- ・ 川風(上流から及びその逆の下流からの場合もある)
タンポポ、ノゲシ、ホウキギクなど



タンポポ



ノゲシ



セイタカアワダチソウ

③国道17号(上武道路)等の大きな道路沿いに見られる帰化植物

セイタカアワダチソウ、イヌムギ、ネズミホソムギ、セイバンモロコシ等

④寺社林や屋敷林の大樹等

(国指定天然記念物)

- ・ 華蔵寺公園のキンモクセイ

(県指定天然記念物)

- ・ 連取のマツ(枝張は東西約35m、南北約26m)
- ・ (旧)境高校のトウカエデ



(旧)境高校のトウカエデ

(市指定天然記念物)

- ・ 同聚院の大カヤ(樹齢約600年)
- ・ 波志江の大シイ(樹齢約600年)
- ・ 上植木のサカキ(樹齢約300年)
- ・ 赤堀今井の信濃柿(樹齢約300年)
- ・ 塩島稲荷の大サザンカ(樹齢約300年)
- ・ 西福寺の大カヤ(樹齢約400年)



上植木のサカキ

⑤その他

- ・ 華蔵寺公園(5,000本のツツジ、)他 サクラ、しゃくなげ、水生植物園の花しょうぶ
- ・ 小菊の里
- ・ あずま水生植物公園のアヤメ
- ・ 赤堀花しょうぶ園のショウブ
- ・ 天幕城跡あかぼり蓮園のハス
- ・ 島村(利根川渡船乗り場)のコスモス畑
- ・ 小泉稲荷神社の大鳥居周辺のコスモス畑



小菊の里

3. 動物（鳥類、ほ乳類、魚類、爬虫類、両生類、昆虫類、その他）

◆ 鳥類

市の南側を流れる利根川の川幅が広く（堤防を含み約1km）、その河川敷が草地を形成し、水際は干潟化していることで、群馬県下有数の水辺の鳥の生息地となっている。

その習性から、水辺で繁殖する種類と、越冬のため渡来する種類とに区分される。一般山野も含め、主な鳥類は以下の通りである。

〔留鳥〕 季節による移動をせず、1年中同じ地域に棲む

キジバト、ムクドリ、トビ、カラス、アオサギ、カワセミ、オオタカ、カワウ等

〔夏鳥〕 春に南方から渡ってきて繁殖し、秋に去っていく

コアジサシ、カッコウ、ツバメ、オオヨシキリ等

〔冬鳥〕 秋に北方から渡ってきて越冬し、春に帰っていく

マガモ、コガモ、シメ、ジョウビタキ、ハクセキレイ等

〔漂鳥〕 1年中国内に棲むが、夏は山地や北部の地域で繁殖し、冬は低地や南部に移動

ウグイス、アオジ、メジロ、ヒヨドリ、モズ、シジュウカラ等

〔旅鳥〕 渡り鳥で当該地域を通過する際、休息をとるなど一時的に生息

シギ類、チドリ類

〔迷鳥〕 普通は生息しないが、台風等でまれに迷い込む



ムクドリ



カワセミ



オオヨシキリ

◆ ほ乳類

平地で森林がほとんど無い生息環境では、耕地や河川、草地などに生息する種に限定される夜行性が多い。

ホンドアカネズミ、アズマモグラ、ホンドイタチ、ホンドタヌキ
アブラコウモリ等



アズマモグラ

◆ 魚類

利根川と支流中小河川が主な生息地であり、30種程度が確認されている。中でも、オイカワ、ウグイ、ニゴイ、カマツカの採集頻度が特に高い。

その他)ギンブナ、タモロコ、ゲンゴロウブナ、アユ、モツゴ、ヒガイ、コイ、ナマズ等



アユ

オイカワ



ニホンヤモリ

◆ 爬虫類

群馬県内の平坦地では一般的に広く生息する種類が確認されている。ただ、ヤモリについては、東毛地域のみである。

カナヘビ、トカゲ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシ等

◆ 両生類

群馬県内の平野部に見られる種類と大差はなく、利根川の草地、中小河川や水田、池沼などで確認できる。

無尾類(ヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル、ウシガエル、トウキョウダルマガエル等)

有尾類(イモリ等)

ニホンアカガエル

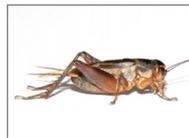


◆ 昆虫類

一般的な県内平野部で生息する昆虫は、ほとんど確認出来る。

チョウ、トンボ、クモ、ハチ、アリ、ガ、セミ、ハエの類

アメンボ、ヤゴ、ゲンゴロウなど



エンマコオロギ
ナナホシテントウ



ウスバキトンボ

◆ その他

カタツムリ、ナメクジ、タニシ、カワニナ、アメリカザリガニ、ミズムシ、プランクトン類など

カタツムリ



生きもの調査 (開田地区)

4. 絶滅のおそれのある野生生物

◆ 植物編（伊勢崎市関係分^{※6}）

①絶滅種

| 種名 | 科名 | 環境省評価 | 主な選定理由 | 生育環境 |
|----------|---------|---------|--------|------|
| ヤマドリトラノオ | チャセンシダ科 | 絶滅危惧ⅠA類 | 土地造成 | 岩壁等 |

②絶滅危惧Ⅰ類

| 種名 | 科名 | 環境省評価 | 主な選定理由 | 生育環境 |
|---------|----------|---------|------------------------|------------|
| コハナヤスリ | ハナヤスリ科 | — | 河川開発、その他(自然災害) | 河川敷の草地 |
| サンショウモ | サンショウモ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 土地造成、農薬汚染、自然遷移、水害 | 池沼、水田、休耕田 |
| コギシギシ | タデ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 河川開発、土地造成、自然遷移、帰化競合 | 水田溝、中小河川 |
| ハタザオ | アブラナ科 | — | 土地造成、農薬汚染、自然遷移、帰化競合 | 河原、草原 |
| タヌキマメ | マメ科 | — | 河川開発、土地造成、自然遷移、帰化競合 | 川原 |
| ミズマツバ | ミソハギ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 河川開発、農薬汚染、その他(農道整備・水害) | 水田、湿地 |
| ノジトラノオ | サクラソウ科 | 絶滅危惧ⅠB類 | 河川開発、土地造成、農薬汚染、自然遷移 | 平地堤防、雑木林の縁 |
| ヒメナエ | マチン科 | 絶滅危惧ⅠB類 | 草地開発、水質汚濁、自然遷移、洪水 | 原野の湿った所 |
| チョウジソウ | キョウチクトウ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 湿地開発、自然遷移 | 低湿地 |
| スズメハコベ | ゴマノハグサ科 | 絶滅危惧ⅠB類 | 河川開発、湿地開発、農薬汚染 | 低湿地、休耕田 |
| ササバモ | ヒルムシロ科 | — | 池沼開発、河川開発、水質汚濁、側溝整備 | 池沼、河川 |
| リュウノヒゲモ | ヒルムシロ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 池沼開発、河川開発、その他(釣り人進入) | 湖沼 |
| ミクリ | ミクリ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | ゴルフ場、自然遷移 | 湿地、池沼中 |



サンショウモ



コギシギシ



ノジトラノオ



チョウジソウ



ミクリ

③絶滅危惧Ⅱ類

| 種名 | 科名 | 環境省評価 | 主な選定理由 | 生育環境 |
|-------|-----|-------|---------------------|---------|
| ノカンゾウ | ユリ科 | — | 湿地開発、土地造成、自然遷移、農地整備 | 湿地・水田周辺 |

④準絶滅危惧種

⑤稀少種

※佐波伊勢崎地域は絶滅。前橋、高崎等で希少種

| 種名 | 科名 | 環境省評価 | 主な選定理由 | 生育環境 |
|--------|-----|--------|------------------------|------|
| カワラニガナ | キク科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 河川開発、自然遷移、その他(帰化競合、水害) | 川原 |

⑥情報不足

※佐波伊勢崎地域は絶滅。

| 種名 | 科名 | 環境省評価 | 主な選定理由 | 生育環境 |
|--------|---------|--------|---------------------|----------|
| トネテンツキ | カヤツリグサ科 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 河川開発、農薬汚染、管理放棄、帰化競合 | 河川沿低湿地、畑 |

◆ 動物編（伊勢崎市関係分^{*7}として、標高30m～100mの平地域から抜粋した。）

①絶滅種

②絶滅危惧Ⅰ類

| 種名 | 科名 | 目名 | 環境省評価 | 選定理由 |
|--------|------|-----|--------|-----------------|
| ワスレナグモ | ジグモ科 | クモ目 | 準絶滅危惧種 | 元々希少種、開発行為による減少 |

ワスレナグモ



③絶滅危惧Ⅱ類

④準絶滅危惧種

| 種名 | 科名 | 目名 | 環境省評価 | 選定理由 |
|-------|-------|-----|-------|-----------|
| モクスガニ | イワガニ科 | エビ目 | — | 開発行為による減少 |

モクスガニ



⑤注目種

| 種名 | 科名 | 目名 | 環境省評価 | 選定理由 |
|--------|--------------|-------|-------|-----------------|
| コハクチョウ | カモ科 | カモ目 | — | もともと希少種 |
| ナミウスムシ | サンカクアタマウスムシ科 | ウスムシ目 | — | 開発行為、雑排水汚染、農薬汚染 |



コハクチョウ

ナミウスムシ



⑥地域個体群

⑦その他

| 種名 | 科名 | 目名 | 環境省評価 | 選定理由 |
|----------------|------------|---------|-------|------------------|
| カワセミ | カワセミ科 | ブッポウソウ目 | — | 環境指標となる種 |
| ニホンヤモリ | ヤモリ科 | トカゲ目 | — | 分布上貴重な種、環境指標となる種 |
| ウグイ | コイ科 | コイ目 | — | 環境指標となる種 |
| ソウギョ | コイ科 | コイ目 | — | 分布上貴重な種 |
| スゴモロコ | コイ科 | コイ目 | — | 分布上貴重な種 |
| アオマツムシ | コオロギ科 | バッタ目 | — | 環境指標となる種 |
| セアカオサムシ | オサムシ科 | コウチュウ目 | — | 分布上貴重な種 |
| ヒゲナガカワトビケラ | ヒゲナガカワトビケラ | トビケラ目 | — | 県内河川に広く分布する環境指標種 |
| ミノウスバ | マダラガ科 | チョウ目 | — | 環境指標となる種 |
| チャバネヒゲナガカワトビケラ | ヒゲナガカワトビケラ | トビケラ目 | — | 県内河川に広く分布する環境指標種 |

1. 自然環境

伊勢崎市は、関東平野の北西部に位置することから地形が平坦であり、市内各所からの眺望資源として、北を望めば赤城山・日光連山、さらに西には榛名・浅間・妙義の山々が、南には秩父連山が連なっている。

また、この平坦な市域を縦横に流れる多数の河川、市内周縁部の農地や寺社・旧家等に残る樹林地等が自然景観としての特性である。

◆河川

きれいな水は、人々が健康で文化的な生活を送っていくために必要不可欠であるとともに、生物が生息・生育していく上でも最も重要な環境要素と言える。市の自然的資源の代表は、環境基本計画で「水と緑と陽光が織りなすまち 伊勢崎」を将来像として掲げているように、南縁を流れる大河川利根川とその支流である広瀬川や粕川・早川を始め、多くの中小河川を中心とした水辺環境である。

中でも地理的にみて市内付近は、群馬県の魚の交流路とも言える山と海をつなぐ「利根川」の、山地流と平地流の接点としては最下限地であることから、魚類相は県下でも有数の豊かさを誇っている。また、広大な河川敷は旅鳥たちの休憩地であり、越冬地としての役割も大きい。



自然的資源の代表である利根川（上武大橋より）

◆池沼

市内には大小21個の池沼があり、上沼と下沼を有する波志江沼と伊与久沼が最も大きく、かんがい用のため池として稲作を支えてきた歴史がある。波志江沼では親水公園としての整備も進み、市民に憩いの場を提供するとともに水質の浄化にも取り組んでいる。



波志江沼



伊与久沼

◆里山^{※8}

かつて赤城山の山頂部が大爆発を起こして山体の一部が崩壊し、岩屑流^{※用語④}となって数十メートルもある岩塊をも山腹を流れ下った。岩屑流は傾斜が緩くなったところで堆積したが、このとき巨大な岩屑などが中心となって、小丘すなわち流れ山を作ったとされている。

市内には大小多くの流れ山が出来たと考えられるが、小規模なものは耕地として利用されたり、宅地化により失われたものも多い。比較的大きなものは残され、平坦な地形にあって里山風に点在している。華蔵寺の山、青少年育成センターのある(波志江)権現山や県立リハビリテーションセンター付近一帯、石山観音の山など周囲に比べて小高い部分は一連の流れ山である。

流れ山の中でも、直径約200mで比高20mの八寸権現山は、市街地にあつて貴重な景観を残している。その他にも御嶽山などの里山が点在する。



八寸権現山



石山観音の山



御嶽山自然の森公園

◆その他(寺社林・屋敷林等)

伊勢崎市の農村地域では、水田等の農地の他、用排水路、ため池、二次林^{※用語⑤}といった多様な環境が、農業の営みを通じて有機的に結合し、多くの生物を育む環境や良好な農村景観を保全・形成してきた。

このような自然は、原生自然とは異なり、農業を前提として成立している二次的自然であり、多様な生物の存在を育み、農業や生活を営む上での価値や、教育的・文化的な価値を有している。それらの代表としての寺社林や屋敷林は数多く点在し、農村景観を形成している大きな要素となっている。



防風林(市場)

屋敷林(下舂)



大國神社の杜(下刈名)

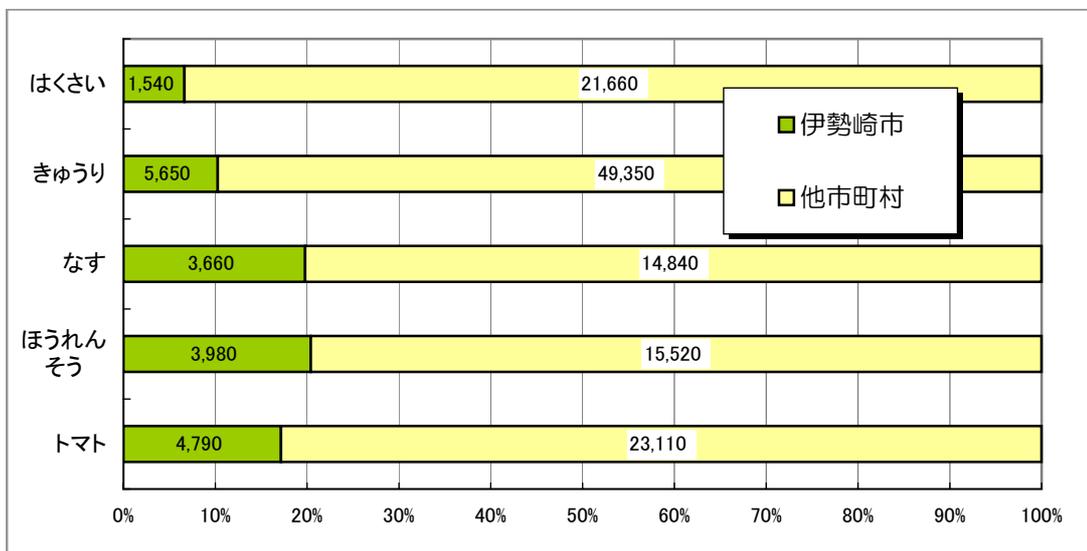


第1節 地域指定

| 地域指定 | 指定場所 | 指定年月日 |
|----------------|-----------|----------------------|
| 都市計画区域(線引き) | 区域名(伊勢崎) | 昭和46年 3月31日 |
| 〃 | 区域名(境) | 昭和46年 3月31日 |
| 〃 | 伊勢崎区域再編 | 平成20年 2月22日 |
| 都市計画区域(用途指定) | 区域名(伊勢崎) | (当初)昭和31年 7月17日 |
| 〃 | 区域名(境) | (当初)昭和46年 3月31日 |
| 〃 | 区域名(東) | (当初)平成17年 5月16日 |
| 農業振興地域(指定) | 旧市町村名:伊勢崎 | 昭和45年 9月25日 |
| 〃 | 旧市町村名:赤堀 | 昭和45年10月 8日 |
| 〃 | 旧市町村名:東 | 昭和45年10月 8日 |
| 〃 | 旧市町村名:境 | 昭和45年10月 3日 |
| 野菜指定産地(冬春トマト) | 産地名:佐波伊勢崎 | 昭和45年(平成17年度近代化計画策定) |
| 野菜指定産地(ほうれんそう) | 産地名:佐波伊勢崎 | 昭和52年(平成17年度近代化計画策定) |
| 野菜指定産地(夏秋なす) | 産地名:伊勢崎 | 昭和55年(平成17年度近代化計画策定) |
| 野菜指定産地(冬春きゅうり) | 産地名:佐波伊勢崎 | 昭和55年(平成17年度近代化計画策定) |
| 野菜指定産地(秋冬はくさい) | 産地名:佐波伊勢崎 | 昭和59年(平成17年度近代化計画策定) |
| 野菜指定産地(夏秋きゅうり) | 産地名:佐波伊勢崎 | 平成 8年(平成17年度近代化計画策定) |

野菜指定産地^{※9}

野菜指定産地作物の県内シェア^{※10}(出荷量:t)



第2節 地域指標

1. 人口と世帯数^{※11}

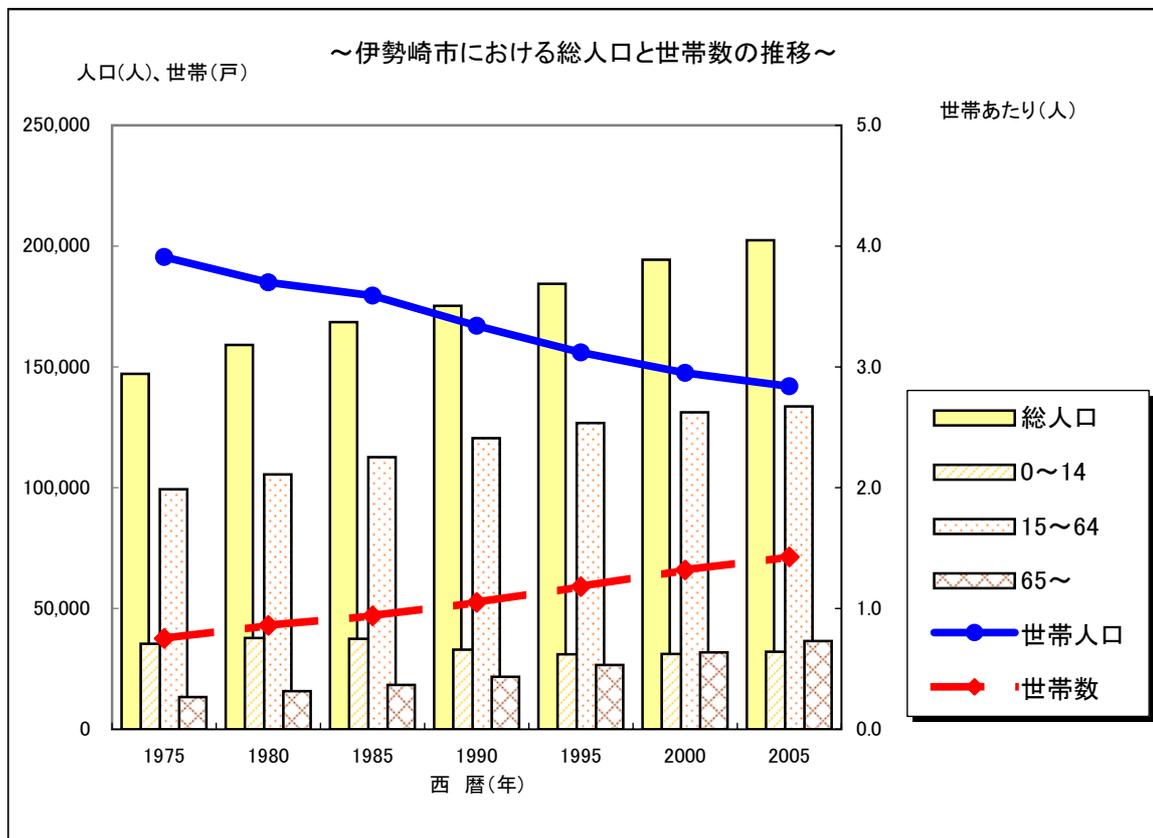
平成21年2月1日現在の総人口は211,868人(79,251世帯)であり、依然として増加傾向にある。群馬県全体で見た場合、平成14年からの社会動態減少に加えて平成17年からは自然動態も減少に転じ、結果として平成16年からは減少傾向が続いており、伊勢崎市は自然・社会動態とも、より緩やかになりつつも増加カーブを描いていて、このような自治体は県内でも数市町村に過ぎない。

しかし、65歳以上を指標とした高齢化率の増加傾向、及び世帯当たり人数減少傾向にみる核家族化は顕著であり、我が国の動態の例外ではない。

単位:人、戸

| 国勢調査 | 1975(S50) | 1980(S55) | 1985(S60) | 1990(H2) | 1995(H7) | 2000(H12) | 2005(H17) |
|--------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 147,116 | 159,069 | 168,559 | 175,254 | 184,420 | 194,393 | 202,447 |
| 0～14歳 | 35,408 | 37,798 | 37,492 | 32,961 | 31,031 | 31,176 | 32,133 |
| 15～64歳 | 99,371 | 105,489 | 112,669 | 120,528 | 126,751 | 131,243 | 133,682 |
| 65歳以上 | 13,323 | 15,776 | 18,393 | 21,717 | 26,611 | 31,813 | 36,547 |
| 高齢化率 | 9.06% | 9.92% | 10.91% | 12.39% | 14.43% | 16.37% | 18.05% |
| 総世帯数 | 37,614 | 43,017 | 46,967 | 52,498 | 59,087 | 65,927 | 71,370 |
| 人数/世帯 | 3.91 | 3.70 | 3.59 | 3.34 | 3.12 | 2.95 | 2.84 |

※年齢不詳人口があり、総人口と年齢別人口の計は一致しない。

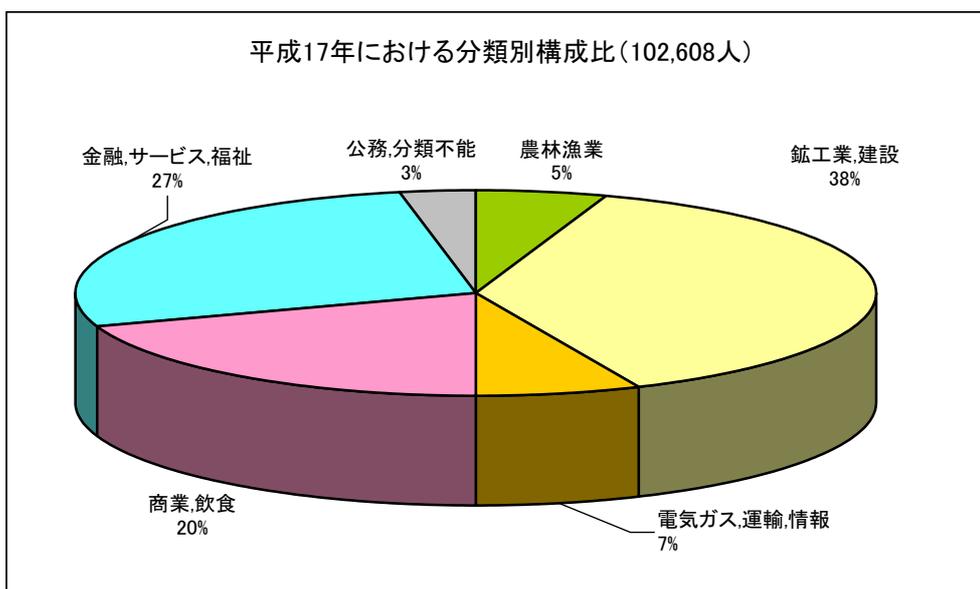
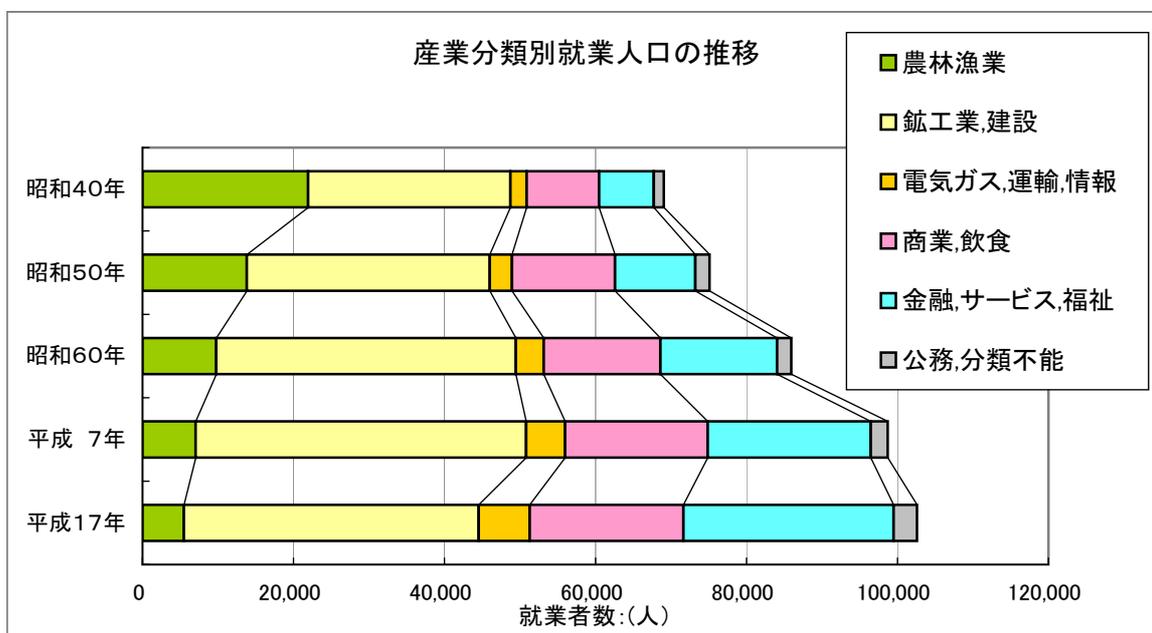


2. 産業構造 ※12

農産物の輸入自由化による価格低迷や後継者不足など、農業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、認定農業者・集落営農組織など担い手の確保・育成対策を進めているが、農業人口だけが減少しており特に顕著である。

一方で、医療・福祉や教育支援、及び余暇時間を楽しめるような各種娯楽施設の増加に伴う各種サービス関連産業が際立って増加している。

これらのことから、農業分野では近郊農業としての特色を強化しつつ、食の安全の確保に向けて循環型農業の導入や地産地消、食の多様化という消費者ニーズへの対応などが強く求め続けられている。また、就業者構成比だけでは顕在化しない問題として中心市街地での店主の高齢化や後継者不足など空洞化が進展しており、その活性化を目指す事業者・住民・行政が一体となった連携・取り組みも重要な課題となっている。



第3節 観光レクリエーション

1. 観光資源

年が明けると同時に実業団のニューイヤーマーチがスタートし、選手達は伊勢崎市内を駆けめぐり、画面を通じて日本国民に希望の年への勇気や活力を与えてくれるのが恒例となっていて、「伊勢崎市」が古くは織物の産地としての「島村蚕種」「伊勢崎銘仙」と同じように、テレビを通じて全国にその名が知れわたっている。

恵まれた自然系の山の眺望や河川に代表される景観資源のみならず、過去の社会・経済等の歴史的な流れを伝えてくれる歴史・文化系資源、現在の産業、生活、文化を反映する交通網、建築物等の都市系資源、「伊勢崎」をイメージする心象系資源などが、観光やレクリエーション資源としての地域性をさらに高めている。

◆自然系資源

基本的な景観の骨格を形づくり、地域特性に大きな影響を与える自然系の景観資源であり、本市では眺望資源となっている山系、多数の河川、農地や寺社・旧家に残る樹林地などが主なものである。

早川といこいの森



広大な田園風景



◆歴史・文化系資源

自然状況を踏まえた、過去の社会・経済やまちづくりの状況等の歴史的な流れを伝えてくれる歴史・文化系の景観資源で、本市では古墳・遺跡、日光例幣使街道、養蚕業にまつわる歴史・文化資源などが存在する。

旧時報鐘楼



伊勢崎明治館



鶴巻古墳



◆都市系資源

現在の産業、文化、生活を反映する土地利用、交通網、建築物等の都市系景観資源としては、本市の場合、鉄道、河川及び橋を主軸に形成されている市街地とともに、工業団地・住宅団地、大規模なレクリエーション施設等が分布している。

伊勢崎インターチェンジ



伊勢崎オートレース

宮子町の西部モール
(郊外型大型店舗)



◆心象系資源

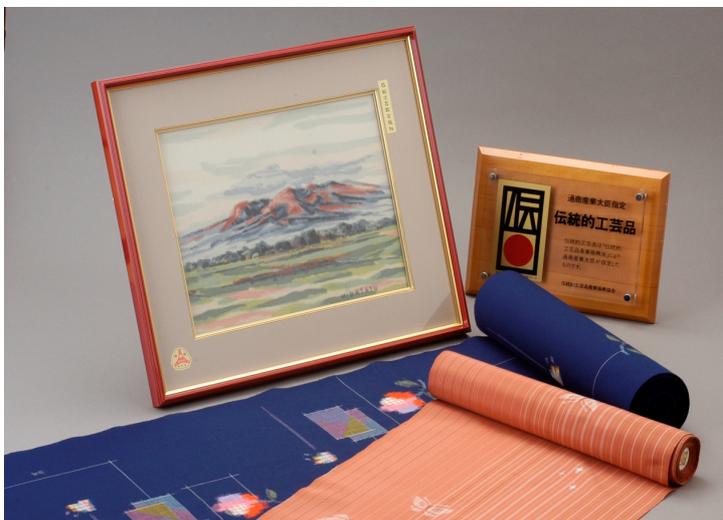
山系など自然系の要素が、多くの市民のイメージする「伊勢崎市」の原風景となっている他、伝承・伝説や多くの行事・祭事があり、「伊勢崎」を感じさせる要素となっている。



ニューイヤー駅伝



境島村の渡し



伊勢崎めいせん



小泉稻荷神社

第4節 土地利用^{※13}

直近5カ年の地目別土地利用面積

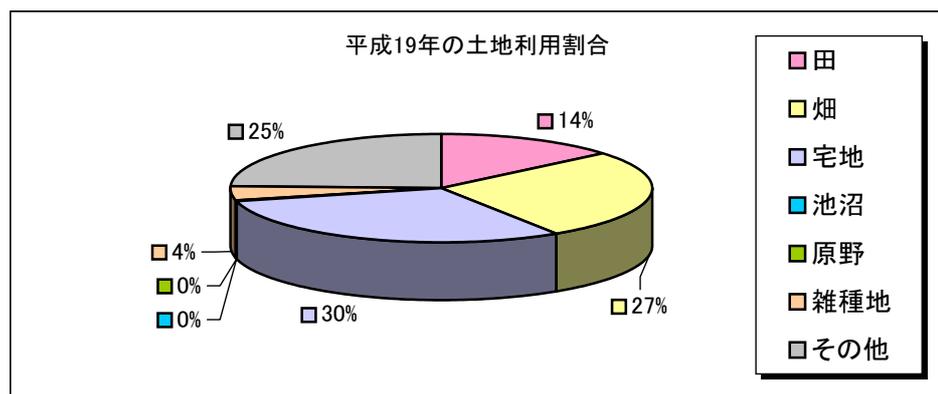
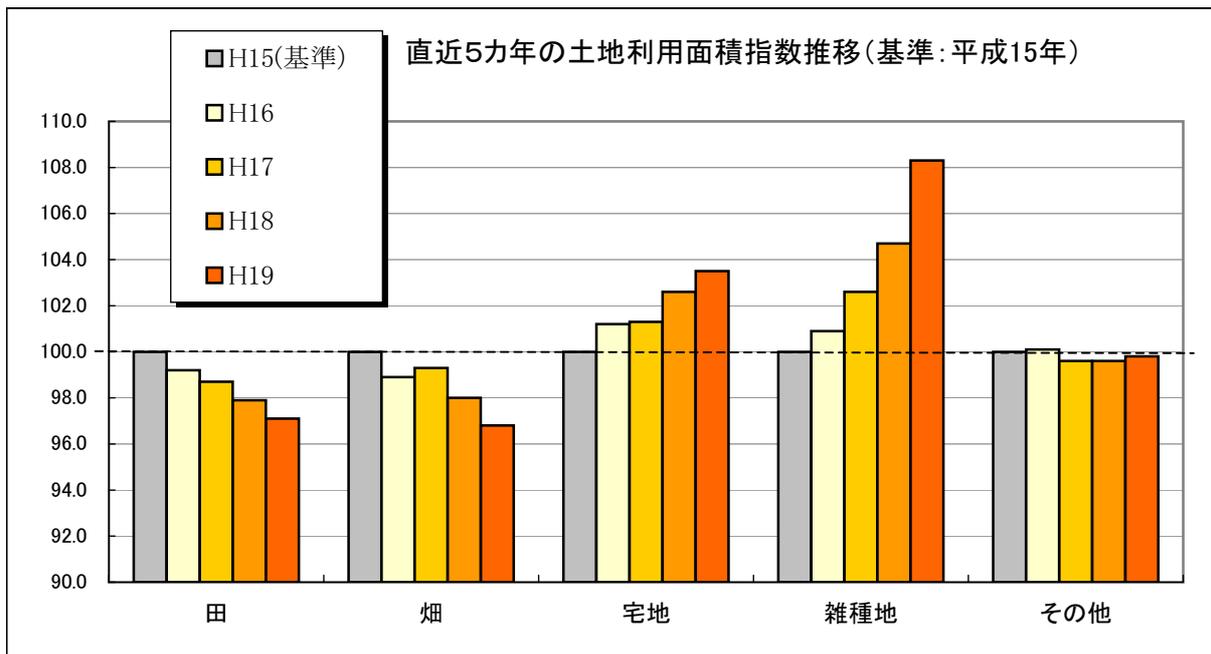
◆合計はいずれも 13,933ha である。

単位:ha

| 年次 | 田 | 畑 | 宅地 | 池沼 | 原野 | 雑種地 | その他 |
|-------------------------|--------------|---------------|----------------|--------------|--------------|---------------|-------------|
| 平成15年 | 1,996 | 3,860 | 4,089 | 17 | 20 | 530 | 3,421 |
| 平成16年 | 1,981 | 3,817 | 4,138 | 17 | 19 | 535 | 3,426 |
| 平成17年 | 1,971 | 3,832 | 4,141 | 18 | 19 | 544 | 3,408 |
| 平成18年 | 1,954 | 3,782 | 4,195 | 18 | 21 | 555 | 3,408 |
| 平成19年 | 1,939 | 3,735 | 4,232 | 18 | 21 | 574 | 3,414 |
| 5カ年対比 上段:増減 下段:対比 | △57 97.1% | △125 96.8% | +143 103.5% | +1 105.9% | +1 105.0% | +44 108.3% | △7 99.8% |

市域の71.1%が田畑及び宅地で占められており、特徴としては山林原野が0.2%未満とほとんど無いこと、利根川・広瀬川をはじめとする河川や波志江沼や伊与久沼など水辺空間に恵まれていることなどである。

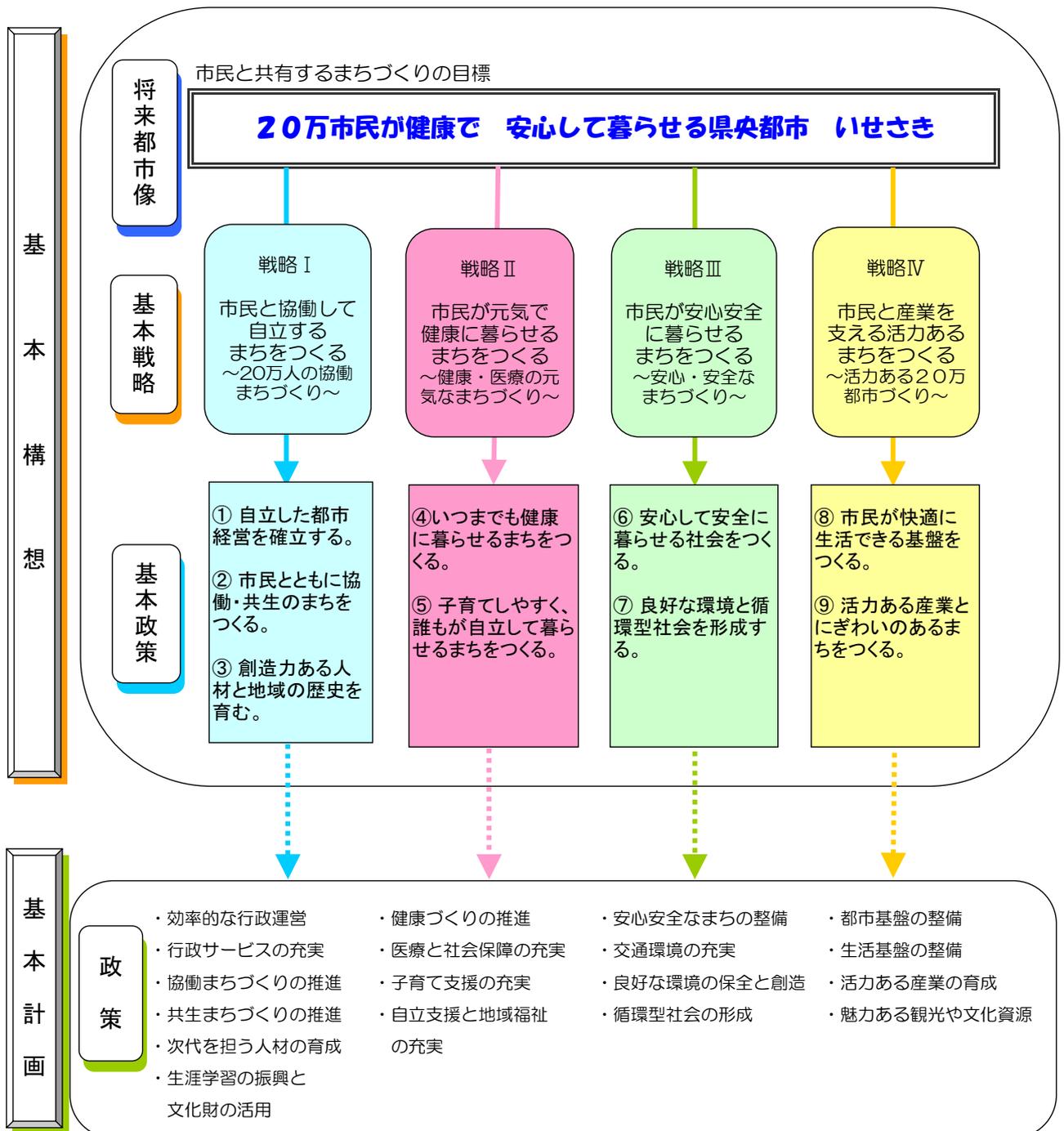
土地利用の推移は、伊勢崎・境地区が都市計画の線引きによる都市的土地利用の進展に伴う自然的土地利用^{※用語⑥}としての農用地の減少が目立っている。一方で線引きの行われていない赤堀・あずま地区は、幹線道路沿いなどで都市的土地利用が進むとともに、農業集落地周辺では民間による宅地開発により豊かな自然環境としての農用地が減少する傾向にある。



1. まちづくりの体系^{※14}

少子高齢化や人口減少社会への移行などを背景に、これまでの成長社会から成熟社会へと大きな転換期を歩みつつある中、一方では地方分権が進展するにつれ、市民の生活をより向上させていくために、地域の特色や個性を生かしたまちづくりに対し、市民と市が協働した現実的な計画とその実践が強く求められている。

まちづくりの基本的な課題 1.自立したまちづくり 2.少子高齢化 3.安心安全 4.活力ある地域経済



資料:伊勢崎市総合計画

2. 望ましい環境像^{※15}

市では「伊勢崎市環境基本条例」を制定しており、条例に基づく「伊勢崎市環境基本計画」を策定して、具体的な環境対策の取り組みを定めている。

以下は、その概要である。

～望ましい環境像～

水と緑と陽光が織りなすまち 伊勢崎



| | | |
|------------------|-----------------------|---|
| 〔基本目標〕 (生活環境) | I. 健康で安心して暮らせるまち | 〔個別目標〕 1. きれいな空気を確保する 2. きれいな流れを確保する 3. まちの静けさを確保する 4. 健全な土を確保する 5. 良好な日あたりを確保する |
| (自然環境) | II. 自然を大切に育てるまち | 6. 緑豊かな環境を守る 7. 水辺の自然を守る 8. 土とふれあえる農地を守る 9. 生きものの環境を守る |
| (地域環境) | III. 誰もが快適に暮らせるまち | 10. 美しく親しみをもてる街並みを創る 11. ゆとりある街角を創る 12. 懐かしさをもてるまちを創る |
| (地球環境) | IV. 地域から地球環境問題に取り組むまち | 13. ものを大切にする 14. エネルギーを効率的に利用する 15. 地球環境問題に取り組む |
| (環境保全) | V. 環境保全に向けて、参加・協働するまち | 16. 環境を知り、学び、行動する |

● リーディングプロジェクトと該当個別目標

| | |
|------------------|-----------------|
| ごみ減量・リサイクルプロジェクト | 個別目標 10, 13 |
| 新エネルギープロジェクト | 個別目標 14 |
| 自然環境保全プロジェクト | 個別目標 6, 7, 8, 9 |
| 地球環境問題プロジェクト | 個別目標 13, 14, 15 |
| 環境教育・環境学習プロジェクト | 個別目標 16 |

資料:伊勢崎市環境基本計画

3. 土地利用のゾーニングについて

伊勢崎市都市計画マスタープランによると、将来都市像の実現をめざし、市の拠点や都市の軸の配置、概ねの土地利用のゾーニングをあらわす将来都市構造を設定している。

将来の都市構造は、「軸」「拠点」「土地利用区分」から構築している。

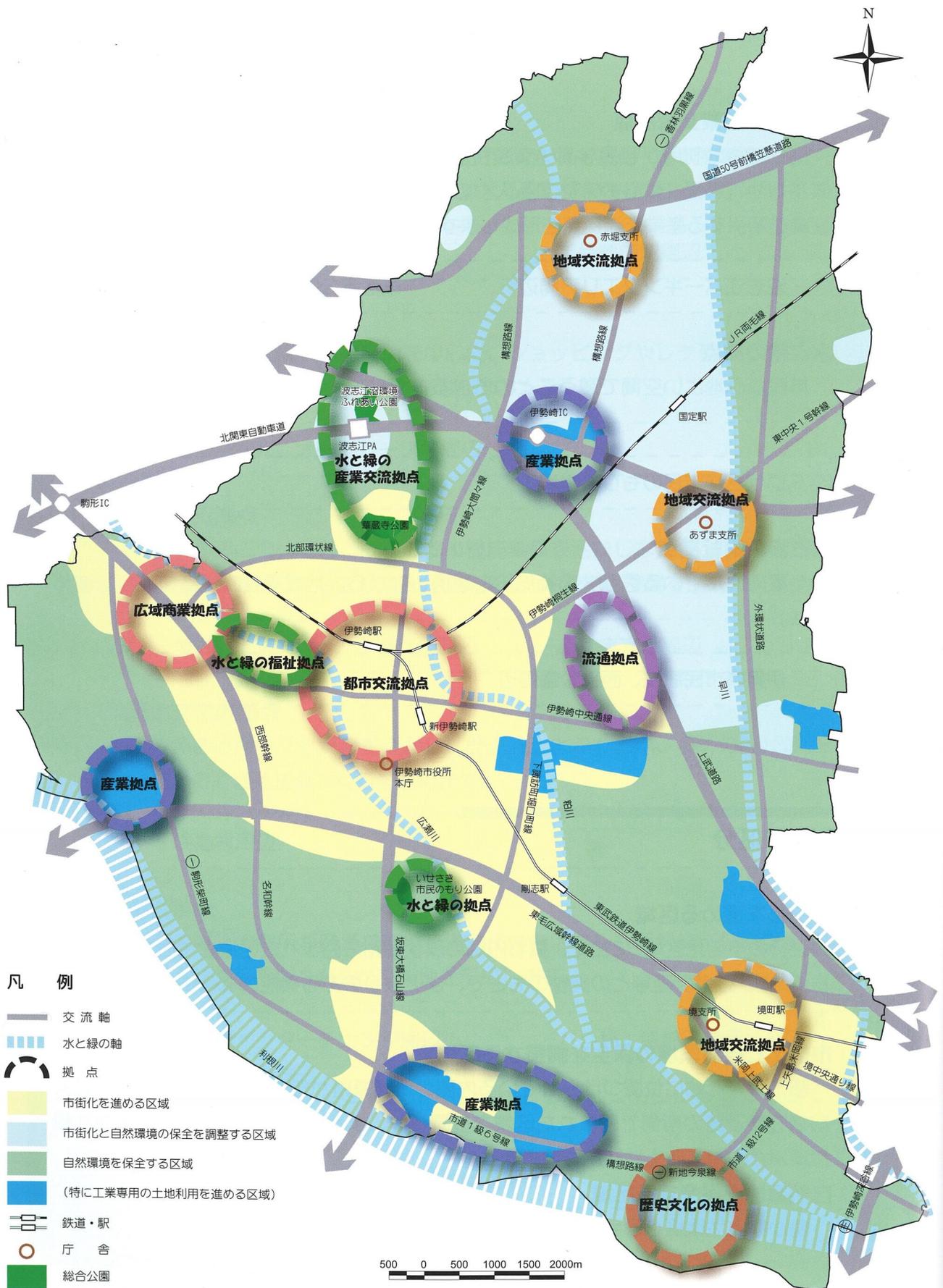
| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| <p>① 「軸」 の設定</p> | <p>「軸」は、機能的な都市構造の基盤を形成する道路と、自然的な骨格をなす河川を設定する。</p> | <p>○広域交流軸 新幹線駅やインターチェンジを介して全国各地、周辺都市と伊勢崎を結ぶ道路を位置づける。</p> <p>○都市内交流軸 市内の各地域を相互に結ぶ道路を位置づける。</p> <p>○水と緑の軸 貴重な水辺空間である河川を位置づける。</p> |
| <p>② 「拠点」 の設定</p> | <p>「拠点」は、「軸」により形成される都市の骨格を基盤に、地区特性を踏まえつつ機能的な都市づくりを先導する地区として位置づける。</p> | <p>○拠 点 都市及び地域の中心として多くの人や物が集まる地区や、都市の発展を牽引する地区、都市を代表するレクリエーション・歴史文化などの資源を有する地区は、その特性を活かして、働く・学ぶ・憩う・遊ぶなどの機能を集積させる拠点として位置づける。</p> |
| <p>③ 土地利用 区 分 の設定</p> | <p>「土地利用の区分」は、現状の市街地形成や今後の動向を踏まえ、「軸」「拠点」の配置を考慮した土地利用の方向性を設定する。</p> | <p>○市街化を進める区域 現行の市街化区域に加え、都市機能の集積を進める地区</p> <p>○市街化と自然環境の保全を調整する区域 赤堀地区及び東地区において、既存の都市機能の集積や周辺の宅地化が進みつつある区域</p> <p>○自然環境を保全する区域 「市街化を進める区域」及び「市街化と自然環境の保全を調整する区域」以外の区域</p> |

なお、具体的な図面として

次ページの「将来都市構造図」を参照。



将来都市構造図



※ 伊勢崎市都市計画マスタープランより

第5節 歴史

伊勢崎市では早くから組織化された社会が営まれていたことを、豪族の建物を模した家形埴輪が出土した赤堀茶臼山古墳などを通じてうかがい知ることができる。

古くから養蚕が盛んであったことも、火山灰地の土地は水はけが良く桑の成長に最適であったからであり、江戸時代には太織の産地として知られ、明治以降には「伊勢崎銘仙」として全国的に名が知れわたり、織物のまちとして発展を遂げてきた。近年では利便性に優れた幹線道路網を活かした工業団地が造成され、多くの製造業が進出している。また、郊外には大規模商業施設の進出がめざましく商工業が盛んな地域となってきた。

農業面では、近郊農業が盛んで県内出荷量シェア1位を占める作物としてごぼう・なす・トマトがあり、2位ではだいこん・ほうれん草・ねぎ・スイートコーン・やまのいもなどがある。

明治22年の市町村制施行当時は、2町12村に分かれていたが、昭和15年に伊勢崎市(伊勢崎町・殖蓮村・茂呂村が合併)が誕生し、昭和30年には三郷村・豊受村・名和村・宮郷村を編入した。また、同年には、境町・采女村・剛志村・島村が合併により境町が誕生し、さらに昭和32年に世良田村の一部を編入している。赤堀村・東村は明治の大合併以降は変化がなかったが、昭和61年には人口増等により赤堀村が町制を施行し、1市2町1村となった。

平成17年1月1日には、伊勢崎市・赤堀町・東村・境町の4市町村が合併し、新しく人口20万人の「伊勢崎市」として生まれ変わった。

1. 指定文化財

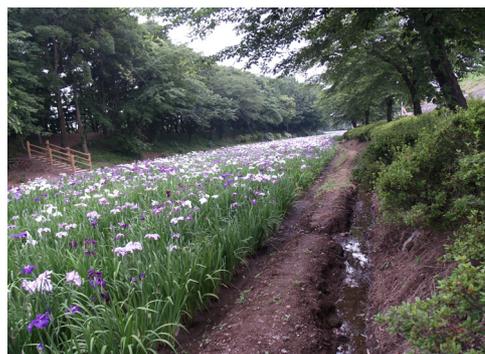
本市には、国指定7件、県指定16件、市指定104件、文化庁登録2件の計129件の有形・無形の文化財があり、市民が特色ある文化財にふれ、地域文化に親しむ機会を提供している。

◆ 国指定

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | 備 考 |
|----|------------|----------|------------|---------|
| 1 | 埴輪男子立像 | 三光町 6-10 | S.33.02.08 | 重要文化財 |
| 2 | 埴輪男子立像 | 〃 | S.33.02.08 | 〃 |
| 3 | 埴輪男子倚像 | 〃 | S.33.02.08 | 〃 |
| 4 | 埴輪武装男子立像 | 〃 | S.33.02.08 | 〃 |
| 5 | 女 堀 | 下触町213外 | S.58.10.27 | 指定史跡 |
| 6 | 十三宝塚遺跡 | 境伊与久 | S.63.01.11 | 〃 |
| 7 | 華蔵寺のキンモクセイ | 華蔵寺町 6 | S.12.06.15 | 指定天然記念物 |



埴輪男子立像



女 堀 (赤堀菖蒲園)

◆ 県指定

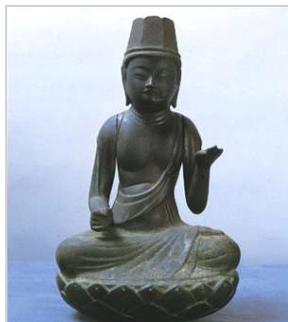
| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | 備 考 |
|----|-----------------|--------------|------------|-----------------|
| 1 | 下植木赤城神社石造美術群 | 宮前町 1582 | S.35.03.23 | 指定重要文化財 |
| 2 | 天増寺宝塔 | 昭和町 1645-1 | S.35.03.23 | 〃 |
| 3 | 脇差 銘 正俊 | 今泉町二丁目 938-7 | S.38.09.04 | 〃 |
| 4 | 金銅善光寺式三尊仏 | 稲荷町 516-3 | S.43.05.04 | 〃 |
| 5 | 宮子の笠塔姿 | 宮子町 1416 | S.48.12.24 | 〃 |
| 6 | 絹本著色白崖宝生禅師像 | 柴町 945 | S.48.12.24 | 〃 (県立歴史博物館寄託) |
| 7 | 石倉文庫 | 三光町 6-10 | H.07.03.24 | 指定重要文化財 |
| 8 | 相川家茶室「觴華庵」他文書2点 | 〃 | H.12.03.21 | 〃 |
| 9 | お富士山古墳所在長持形石棺 | 安堀町 799 | H.13.03.23 | 〃 |
| 10 | 太刀 銘 備州長船実光 | 下植木町 980-54 | S.38.09.04 | 〃 |
| 11 | 長光寺懸仏 | 境 495 | S.33.03.22 | 〃 (県立歴史博物館寄託) |
| 12 | 縁切寺満徳寺文書 | 境 287 | S.36.01.06 | 〃 (県立東毛歴史博物館寄託) |
| 13 | 千本木龍頭神舞 | 北千木町・南千木町 | H.18.03.24 | 重要無形民俗文化財 |
| 14 | 金井烏州と一族の墓 | 境島村 2344-1 | S.48.12.24 | 指定史跡 |
| 15 | 連取のマツ | 連取町 591 | S.28.08.25 | 指定天然記念物 |
| 16 | (旧)境高校のトウカエデ | 境 492 | H.04.05.15 | 〃 |



下植木石造美術群



金井烏州と一族の墓



長光寺懸仏



お富士山古墳所在長持形石棺

◆ 市指定(重要文化財)

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|------------------|--------------|
| 1 | 同聚院の武家門 | 曲輪町14-15 |
| 2 | 関重巖著「伊勢崎風土記」ほか2点 | 三光町6-10 |
| 3 | 教民要旨の碑 | 茂呂町二丁目2169-1 |
| 4 | 上植木の建長石仏 | 上植木本町996-5 |
| 5 | 伊勢崎河岸の石灯籠 | 三光町13-13 |
| 6 | 千本木龍頭神舞カシラ | 南千木町2292 |
| 7 | 慶長の釣灯籠 | 曲輪町30-6 |
| 8 | 八寸権現山の宝塔 | 豊城町1989-2 |
| 9 | 大聖寺墓地の宝篋印塔 | 大正寺町89 |
| 10 | 富塚円福寺の宝篋印塔 | 富塚町2337 |
| 11 | 文明の石幢 | 曲輪町14-13 |
| 12 | 伊勢崎の太織 | 曲輪町32-5 |
| 13 | 宮古の古文書 | 曲輪町22-21 |
| 14 | 常清寺の変型板碑 | 東本町354 |
| 15 | 岡屋敷の阿弥陀三尊石仏 | 波志江町165-4 |
| 16 | 新宿の変型板碑 | 波志江町1410 |
| 17 | 上蓮の阿弥陀・地藏石仏 | 上蓮町20 |
| 18 | 竹芳寺の梵鐘 | 連取元町1816 |
| 19 | 脇差 銘 直勝 | 本町4-26 |
| 20 | 刀 銘 直道 | 中央町23-19 |
| 21 | 森村家の文書 | 連取町361 |
| 22 | 波志江権現山の磨崖種子 | 波志江町2237-6 |
| 23 | 上西根の五輪塔 | 鹿島町155-1 |
| 24 | 藍染熨斗目 | 北千木町2013 |
| 25 | 倭文神社の朱印状 | 東上之宮町222 |
| 26 | 旧時報鐘楼 | 曲輪町28-23 |
| 27 | 蛇塚古墳出土埴輪馬 | 西久保町二丁目98 |
| 28 | 高山1号古墳出土埴輪鞍 | 西久保町二丁目98 |

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|----------------------------------|----------------|
| 29 | 絹本着色稲垣平右衛門長茂像附同重宗像 | 昭和町1645-1 |
| 30 | 黒羽根内科医院旧館 | 曲輪町31-4 |
| 31 | 旧森村家住宅 | 連取町377-1 |
| 32 | 柴町八幡神社社殿 | 柴町693 |
| 33 | 香林の木造如意輪観音坐像 | 香林町一丁目354-1 |
| 34 | 香林の石造観音菩薩坐像 | 香林町一丁目354-1 |
| 35 | 間野谷の石造層塔 | 間野谷町839(共同墓地内) |
| 36 | 宝珠寺の五輪塔 | 赤堀今井町二丁目1344-1 |
| 37 | 石山観音の大鰐口 | 下触町4番地 |
| 38 | 東小保方村分間絵図他一括古文書 | 東町2514 |
| 39 | 小泉稻荷神社奉納手洗盤 | 小泉町231 |
| 40 | 文化の常夜灯 | 小泉町259 |
| 41 | 長安寺の宝篋印塔 | 西小保方町304 |
| 42 | 復元あずま橋と二十三夜塔 | 国定町一丁目1243-1 |
| 43 | 頼光塚 | 東小保方町1772-2 |
| 44 | 延文二年銘鏝口 | 境261 |
| 45 | 曼荼羅板碑 | 境261 |
| 46 | 金井研香筆 境街糸市繁昌之図 | 西久保町二丁目98 |
| 47 | 東町福島家文書 | 境東328 |
| 48 | 大国神社の石幢 | 境下湊名2827 |
| 49 | 漂麦園文集12巻 | 境保泉262 |
| 50 | 金井烏洲筆 赤壁夜遊図 | 境島村2215 |
| 51 | 養蚕新論版木 | 境島村2243 |
| 52 | 島村の板倉 | 境島村2492 |
| 53 | 平塚赤城神社本殿 | 境平塚1163-1 |
| 54 | 米岡の姥石 | 境米岡230-2 |
| 55 | 平塚西光寺の馬頭観音塔 | 境平塚1224 |
| 56 | 境町五人組帳 | 境323-1 |
| 57 | 上毛伊勢崎領塾蔵小学内篇・外篇版木 附同版藩校学習堂蔵印小学二冊 | 曲輪町22-21 |

◆ 市指定(重要有形民俗文化財)

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|-----------------|---------|
| 1 | 平塚の操人形及び衣装(頭等) | 境平塚1228 |
| 2 | 平塚の操人形及び衣装(衣装等) | 境323-1 |

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|-----------------------------|-------------|
| 3 | 平塚の操人形及び衣装 (人形・衣装・収納箱一式) | 境平塚1220-10 |
| 4 | 波志江の屋台 | 波志江町3348-1外 |

◆ 市指定(重要無形民俗文化財)

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|-------------|------------|
| 1 | 伊勢崎木遣り | 宮子町1211-1 |
| 2 | 国定赤城神社奉納獅子舞 | 国定町一丁目2057 |
| 3 | 下湊名の獅子舞 | 境下湊名 |
| 4 | 剛志の民謡 | 境剛志地区 |
| 5 | 女塚祭礼囃子 | 境女塚 |

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|----------|----------|
| 6 | 栄町祭礼囃子 | 境栄 |
| 7 | 三ツ木祭礼囃子 | 境三ツ木 |
| 8 | 東新井の獅子舞 | 境東新井 |
| 9 | 倭文神社の田遊び | 東上之宮町380 |

◆ 市指定(史跡)

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|------------------|-----------------|
| 1 | 権現山遺跡 | 豊城町1989-3 |
| 2 | お富士山古墳 | 安堀町799 |
| 3 | 今村城跡 | 稲荷町848-1 |
| 4 | 柴宿本陣跡 | 柴町524 |
| 5 | 栗庵似鳩の墓 | 上蓮町134-1 |
| 6 | 稲垣平右衛門長茂の墓附累代の墓所 | 昭和町1614 |
| 7 | 小島武堯の墓 | 曲輪町10-11 |
| 8 | 関当義・重嶺父子の墓 | 曲輪町14-10 |
| 9 | 丸塚山古墳 | 三和町2448外 |
| 10 | 一ノ関古墳 | 本関町1298-3 外 |
| 11 | 下城弥一郎・森村熊蔵の碑 | 曲輪町31-1 |
| 12 | 十二所古墳 | 磯町405-1 外 |
| 13 | 庚塚古墳 | 下触町119-1 |
| 14 | 赤堀城跡 | 赤堀今井町二丁目1405-1外 |

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|---------------|-----------------|
| 15 | 毒島城跡 | 赤堀今井町二丁目815 外 |
| 16 | 赤堀茶臼山古墳 | 赤堀今井町二丁目甲995-1外 |
| 17 | 天幕城跡 | 磯町293-1外 |
| 18 | 六道の道標とあずま道 | 上田町249 |
| 19 | 旗本久永氏陣屋跡 | 東小保方町3297 |
| 20 | 鶴巻古墳 | 東小保方町1859 外 |
| 21 | 郷学五悼堂の碑 | 境伊与久676 |
| 22 | 北米岡縄文文化遺跡 | 境米岡地内 |
| 23 | 西今井中世館跡 | 境西今井319 |
| 24 | 旧日光例幣使道 | 境下武土地内 |
| 25 | 村上随憲の墓 | 境495 |
| 26 | 雷神神社古墳 | 境伊与久3581 |
| 27 | 弥勒寺音次郎・音八父子の墓 | 境下淵名1349 |

◆ 市指定(天然記念物)

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|----------------|-------------|
| 1 | 同聚院の大カヤ | 曲輪町14-14 |
| 2 | 波志江の大シイ | 波志江町222 |
| 3 | 上植木のサカキ | 本関町1093 |
| 4 | 赤堀今井の信濃柿(マメガキ) | 赤堀今井町一丁目205 |

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|------------|-------------|
| 5 | 塩島稲荷の大サザンカ | 八寸町5156-2 |
| 6 | 湧水あまが池 | 上田町269-2 |
| 7 | 西福寺の大カヤ | 田部井町二丁目1167 |

◆ 文化庁登録(有形文化財)

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|---------------------|---------|
| 1 | 小茂田家住宅(主屋・蚕室・蔵・井戸屋) | 長沼町2631 |

| 番号 | 名 称 | 所在地 |
|----|----------------------------|-----------|
| 2 | 日本基督教団島村教会 教会堂, 島村めぐみ保育園本館 | 境島村2509-2 |



2. 伝承・伝説・民話等^{※16}

伊勢崎市は、古くは「赤石(あかいし)」と呼ばれていたが、広瀬川が伊勢崎台地を浸食し、その際に露出した岩が赤かったことに由来している。戦国時代には、上杉、武田、北条各氏の勢力争いの場になり、戦乱による大火が多いのは、赤石の「赤」が「火」に通じるからだと言われている。永禄4年(1561)に由良成繁が赤石城を落とし、赤石郷の一部を伊勢神宮へ寄進してから、地名も「伊勢の前」と称されるようになったが、「前」は「さき」とも読むことから「伊勢のさき」、すなわち「伊勢崎」となったのが地名の由来とされている。

市内には、その地域の自然や歴史上の人物にまつわる、人々に語り継がれてきた数多くの伝説や民話がある。

・広瀬川(宮子町)の竜宮伝説

宮子の農家の隠居で阿感坊という者が薪を伐りに来てナタを淵に落とし、それを取り入って遂に龍宮浄土へたどりつきました。ここに三日間いて、土産に竜馬石・ものう玉・正観音の金仏をもらい帰ってみると、三日と思っただのに、三年の月日が経っていたという。



竜神宮(宮子町)

・赤堀姫物語(赤城山の小沼伝説)

赤堀の豪族、赤堀道元の娘は幼い時から赤城山にあこがれており、16歳のある日、お供の者を連れて赤城山に参拝に出掛けますが、途中の月田村で一休みしたところ馬が倒れてしまい、かごに乗り換えて出発しました。この時、鞍を掛けさせた岩が鞍掛岩で現在も残っている。赤城山の小沼に到着したのだがそのほとりで水中に引き込まれ、沼の主の龍神になってしまいました。悲嘆に暮れ、赤堀家では娘の命日に赤飯を重箱に入れ沼に供え続けました。すると重箱は波に誘われて湖に沈み、やがて空になって返されるが、その中には龍の鱗が一枚入っていると伝えられている。市内を流れる粕川は、この小沼が水源。



(市民ボランティア作成の紙芝居)

・義経伝説

市内北部の殖蓮、赤堀地区には悲劇の武将「源義経」にまつわる伝説が残されている。義経が兄、頼朝の勘気につれ、京を追われて奥州平泉の藤原氏を頼って逃れるとき、この地域を通る当時の主要道であった旧東山道(あずま道)を利用したと云われている。

それらの伝説のうちのひとつ。五目牛町には、牛が背を丸めうつぶせているような姿の巨石がある。少数の家来と大きな黒牛を連れた義経が、粕川にさしかかったが、大洪水で渡れない。思案の末、まず牛を川に入れ、渡れるかどうか試したところ、牛は激流に飲まれてしまった。翌日、水が引いた川辺には、石と化した牛があった。義経は「牛石と呼び、長く引候う」といい、渡り去った。



牛石(五目牛町)

・国定忠治

文化7年(1810)に佐位郡国定村の名主長岡家に生まれた忠治は、17歳で殺傷事件を起こし渡世の道を歩んだが、博打で儲けた私財で天保の飢饉では、磯沼を浚い農民救済に乗り出すなど面倒見の良さも伝えられている。大戸の磔刑の死に様などから歌舞伎や演劇に数多く取り上げられ、任侠のヒーローとなっている。

墓石は、けずりとられて賭け事のお守りとされ、角が欠けて丸みを帯びてしまっている。(長岡院法誉花楽居士)



忠治の墓(国定町)

・オキヌサン人形

養蚕の盛んな島村にカイコビョウ(蚕日雇)に来ていたお絹という器量よしの若い娘は、いつも赤いたすきに赤い前掛けをしていたが、蚕手伝いに行く先々で不思議と蚕が当たる。ところがある年、養蚕シーズンになってもお絹さんの姿が見えず、村人は結婚でもしたのだろうと思っていたが、お絹さんを毎年雇っていた家で仏様にお供え物をしたところ白蛇が出てきたので、お絹さんは白蛇になったのだと信ずるようになり、以来、お絹さんに代わって人形を作って豊蚕を祈るようになった。



オキヌサン人形

3. 芸能^{※17}

伊勢崎市に古くから伝わる伝統芸能としては、獅子舞やお囃子などがある。

◆ 獅子舞（指定文化財を掲載）

獅子舞は、全国各地に古くから伝わる民俗芸能である。

- ・ 千本木龍頭神舞（県指定重要無形民俗文化財）

北・南千木町/10月

千本木神社に奉納される龍頭舞は、獅子舞だが獅子ではなく龍が踊る珍しいもの。頭に飾られた和紙で作った鳥糞（とぶさ）が踊るたび引きちぎれ、それを拾って玄関に飾ると魔除けになると言われている。



- ・ 国定赤城神社獅子舞 ----- 国定町/赤城神社/4月10日
- ・ 下渕名の獅子舞 ----- 境下渕名/大国神社/11月3日
- ・ 東新井の獅子舞 ----- 境東新井/神明宮/11月第3日曜日

◆ その他

- ・ 木遣り、お囃子、民謡等

4. その他のまつり・イベント・民俗芸能等^{※18}

年間を通じて、各地でまつりや各種イベントが催されている。

- | | | |
|------------------|--------|--------------------|
| ・ 全日本実業団ニューイヤー駅伝 | 1月1日 | 市内中継地2カ所 |
| ・ 小泉稻荷初詣 | 1月1日～ | 小泉町/小泉稻荷神社 |
| ・ いせさき初市 | 1月11日 | 本町/本町通り |
| ・ 倭文神社の田遊び | 1月14日 | 東上之宮町/倭文神社 |
| ・ 渡船フェスタ | 5月 | 境島村/利根川河川敷 |
| ・ 赤城神社「お川入れ神事」 | 7月7日 | 境平塚/赤城神社 |
| ・ いせさきまつり | 8月 | 本町/本町通り |
| ・ 境ふるさとまつり | 8月 | 境/駅前通り |
| ・ あずま夏まつり | 8月 | 田部井町/あずま総合運動公園 |
| ・ 赤堀の夏まつり | 8月 | |
| ・ いせさき花火大会 | 8月 | 安堀町/ラブリバー親水公園うぬき付近 |
| ・ いせさき産業祭 | | |
| ・ 檜祭あかぼり | 11月 | 西久保町/赤堀コミュニティ広場 |
| ・ あずま産業祭 | 11月 | 田部井町/あずま総合運動公園 |
| ・ 境産業祭 | 11月 | 境木島/境ふれあいパーク |
| ・ 花ごよみ | | |
| ・ 華蔵寺公園花まつり | 4～5月 | 華蔵寺町/華蔵寺公園 |
| ・ 赤堀花しょうぶ園 | 6月 | 下触町/花しょうぶ園 |
| ・ 天幕城趾あかぼり蓮園 | 7～8月 | 磯町/天幕城趾あかぼり蓮園 |
| ・ 小菊の里 | 10～11月 | 磯町 |



天幕城趾あかぼり蓮園



華蔵寺公園花まつり

第1節 現状と課題

1. 自然環境

現状:

利根川・広瀬川・粕川・早川などの流域に位置することから、地域全体として起伏の少ない平坦な土地で自然林などが少なく、公園のほか河川や沼周辺、寺社林などがうるおいのある主な緑の拠点となっている。

課題:

自然とのふれあいを通じた人と自然が共生する市民意識を醸成し、水と緑のネットワークづくりなどに代表されるような諸活動等を通じて、緑の保全と環境に配慮した景観を創出していくことが重要である。



早川第二統合堰



ホテル保護活動/毒島城趾

2. 社会環境

現状:

我が国や群馬県の人口がすでに減少している少子高齢化社会にあつて、伊勢崎市は依然として長期的に人口が増加する傾向にあり、今後も緩やかな増加が続くとして、平成26年での将来人口を21.3万人と見込んでいる。

課題:

都市間競争がますます厳しさを増すなかにあつて、環境問題への意識の高まりや少子高齢化等を要因とする社会資本投資余力の減退といった、都市を取り巻く環境の変化に対応しつつ、県央都市にふさわしい持続的な発展を実現するためには、「秩序ある土地利用」、「都市機能の集積」、「公共投資の集中」を主眼とした、『成熟化に向けた都市づくり』を進めることが必要となっている。



ユニバーサルデザイン採用の西部公園

市街化を進める区域と自然を保全する区域を明確にして効率的で機能的な土地利用を行ない、安心・安全で、自然・歴史・文化を活かした、誰もが住みたくなるような持続的に発展する魅力ある20万都市にふさわしいハード・ソフト整備の推進が求められている。

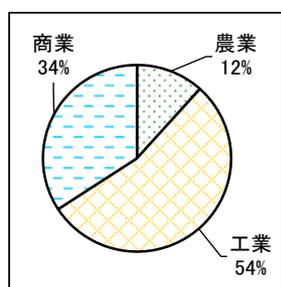
3. 生産環境^{※19}

現状:

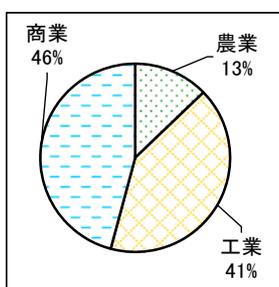
県内の他市と比べた伊勢崎市の産業構造の特徴は、農業関係では際立った特徴は無いが、地理的・交通的条件等に恵まれて製造業を中心とした第二次産業への依存度が特に高い。

この傾向はさらに強まりつつあり、耕作面積は減少傾向をたどっている。

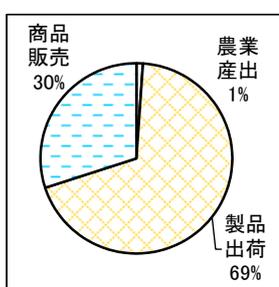
| 市名 | 産業別従事者 (人) | | | 産業別売上金額等 (千万円) | | |
|----------|------------|---------|---------|----------------|---------|---------|
| | 農業就業者 | 従業者(工業) | 従業者(商業) | 農業産出額 | 製品出荷額 | 商品販売額 |
| 伊勢崎 | 5,702 | 26,384 | 16,676 | 1,641 | 106,394 | 46,060 |
| 前橋 | 9,108 | 21,042 | 33,928 | 3,139 | 59,260 | 208,123 |
| 高崎 | 7,436 | 25,253 | 34,669 | 1,754 | 71,696 | 139,618 |
| 桐生 | 1,615 | 12,400 | 10,149 | 1,056 | 34,701 | 16,972 |
| 太田 | 6,924 | 35,851 | 19,595 | 1,850 | 193,021 | 65,641 |
| 沼田 | 3,050 | 3,603 | 4,861 | 899 | 9,934 | 9,085 |
| 館林 | 2,303 | 7,958 | 7,469 | 685 | 19,187 | 21,134 |
| 渋川 | 3,793 | 4,808 | 6,676 | 1,455 | 20,735 | 16,513 |
| 藤岡 | 2,206 | 8,582 | 5,083 | 498 | 20,046 | 10,169 |
| 富岡 | 2,657 | 8,092 | 22,578 | 495 | 29,413 | 157,725 |
| 安中 | 2,406 | 5,950 | 3,753 | 612 | 27,633 | 5,932 |
| みどり | 1,529 | 4,366 | 4,750 | 530 | 9,825 | 10,608 |
| 伊勢崎以外の市計 | 43,027 | 137,905 | 153,511 | 12,973 | 495,451 | 661,520 |



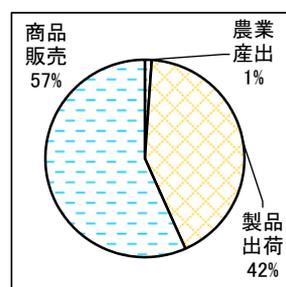
伊勢崎市の産業別就業・従業者



伊勢崎市以外の市計



伊勢崎市の産業別売上金額



伊勢崎市以外の市計

課題:

居住環境の保全や自然環境との調和に配慮した土地利用制度を活用して、無秩序な開発や土地利用の混在を防ぎ、活力のある都市づくりに向けた適正な土地利用の推進が期待されている。

農業面では、従事者の減少と高齢化に加えて、小規模農家が多い就業構造、土地利用の混在化と遊休農地の増加など課題が多い。

首都近郊の地域特性を活かした農業経営を図るため、消費者志向である食の安全・環境保全型農業・地産地消・食の多様化などに対応させて、農業経営の近代化の促進、経営基盤の強化と生産の効率化などによる高収益農業の確立が求められている。

第1節 指針・その他

伊勢崎市では、平成22年度までを前期とし、後期を平成26年度までとした「伊勢崎市総合計画」に沿って各種施策が実行されている。これは、平成17年1月の合併(旧伊勢崎市・赤堀町・東村・境町)を契機として、自らの責任において政策を選択し、まちづくりの成果に責任を担う自治体の役割が増している地方分権の流れの中で、総合的で計画的なまちづくりのための最高指針を作成したものである。

また、平成20年度に策定をした「都市計画マスタープラン」や、平成26年度を最終年度とした「環境基本計画」などの個別計画が関連計画との整合と連携を図りながら推進されている。

一方、県では「21世紀の総合計画」を最上位として「群馬県農業振興プラン2010」や「群馬県環境基本計画」などがある。特に環境は広域的なつながりを有するものであることから、「群馬県農業農村整備環境対策指針2003」などが策定され、市町村独自の環境保全の目標や対策を定める際の考え方や対応方策を示している。

伊勢崎市の農業農村整備事業を推進するにあたり、基本的な考え方を「環境との調和に配慮する」とし、「自然との共生」に向けた基本的な考え方を以下とする。

- ① 農村で営農が営まれることにより、水田・畑などが適正に管理されることで、豊かな生態系を持った自然が形成され、美しい田園空間の保全がなされるなど、農業は私たちにうるおいややすらぎを提供する働きを持っている。これらの農業が持つ機能を高める農業生産活動への理解と評価がえられるような事業を推進し、広報活動等により啓蒙も図る。
- ② 地域の希少な動植物の保護・保全のため、地域特性に応じた生息環境に配慮した整備を行い、地域の景観や歴史、文化等に配慮した整備を行う。
- ③ 土地改良施設は農家だけのものだけでなく、地域の景観を形成する重要な要素となっており、維持・管理においても地域住民の参加・協働は不可欠で、教育機関とも連携した環境教育・情操教育として活用する。



水田が地球を守る。



春の小川は さらさら流る
 岸のすみれや れんげの花に、
 咲けよ咲けよと ささやくこころ
 春の小川は さらさら流る
 えびやめだかや 小ぶなの群に、
 今日も一日 ひなたに出でて
 遊べよ遊べよ ささやくこころ
 春の小川は さらさら流る
 歌の上手ふ いとしき子とも、
 声をそろえて 小川の歌を
 うたえうたえと ささやくこころ

(尋常小学校唱歌・高野辰之「春の小川」)

第1節 将来都市像とまちづくりの体系

1. 将来都市像と基本戦略

伊勢崎市では、将来都市像(平成27年度)として、市民と共有するまちづくりの目標を「20万市民が健康で安心して暮らせる県央都市 いせさき」としており、4つの基本戦略とそれに伴う9つの基本政策をその構想としている。(参照:P-21 1.まちづくりの体系)

| | |
|---------------------------------|------------------|
| 4 つ の 基 本 戦 略 | ◎ 20万人の協働まちづくり |
| | ◎ 健康・医療の元気なまちづくり |
| | ◎ 安心・安全なまちづくり |
| | ◎ 活力ある20万都市づくり |

2. 基本政策

◆ 20万人の協働まちづくり

① 自立した都市経営を確立する

まちづくりの目標の進捗状況を的確に検証し、市民への情報公開などによる説明責任を徹底して、行政サービスの成果が市民に見える行政経営を進める。

② 市民とともに協働・共生のまちをつくる

市民参加の仕組みを充実させるとともに、地域コミュニティやボランティアなど、市民による主体的な活動を支援し、その活性化を図る。

③ 創造力ある人材と地域の歴史を育む

学校教育の充実や特色ある高校づくりを進め、児童・生徒の学力向上を図る。また、市民が自主的に学習活動に取り組み、その成果を活かして活動できる環境づくりを進め、地域の大学との連携を深めて、その知的財産をまちづくりに活用する。

◆ 健康・医療の元気なまちづくり

④ いつまでも健康に暮らせるまちをつくる

乳幼児から高齢者までのそれぞれの年代に応じた保険サービスの充実、身近なスポーツの機会の充実など、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として市民の健康づくりの支援に努める。

⑤ 子育てしやすく、誰もが自立して暮らせるまちをつくる

次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、市民の多様なライフスタイルに対応できる子育て環境づくりを進める。また、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活し、誰もが尊重され、それぞれの役割を担い、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進める。

◆ 安心・安全なまちづくり

⑥ 安心して安全に暮らせる社会をつくる

市民・行政・警察が一体となって、犯罪や交通事故のないまちづくりを積極的に展開し、安心できる消費生活への消費者保護対策を進める。その他、消防・救急体制、防災対策、公共交通等の充実などに努める。

⑦ 良好な環境と循環型社会を形成する

良好な生活環境の確保や身近な自然環境の保全に努め、暮らしやすい快適な環境づくりを推進する。

また、資源循環型社会の構築を目指し、省資源・省エネルギーのライフスタイルの実現を図りながら、地球温暖化対策に取り組む。

◆ 活力ある20万都市づくり

⑧ 市民が快適に生活できる基盤をつくる

計画的な土地利用の推進を図り、伊勢崎らしい景観の保全や良好な都市景観の形成、豊かな自然を生かした親水空間の創出、公園の整備や緑化に努める。

その他土地区画整理、道路などの整備、生活排水の適切な処理、浸水処理対策などを推進する。

⑨ 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる

立地条件の優位性を活かして新たな産業の集積を視野に、企業活動に対する支援に努め、産業の活性化を図ることで雇用の創出を促す。

農業にあっては、持続可能な農業経営が展開できるよう、担い手の確保・育成に努め、産地ブランドの確立を図りながら地産地消の拡大を進める。



景観形成（山王地区）

第1節 環境保全目標・基本方針

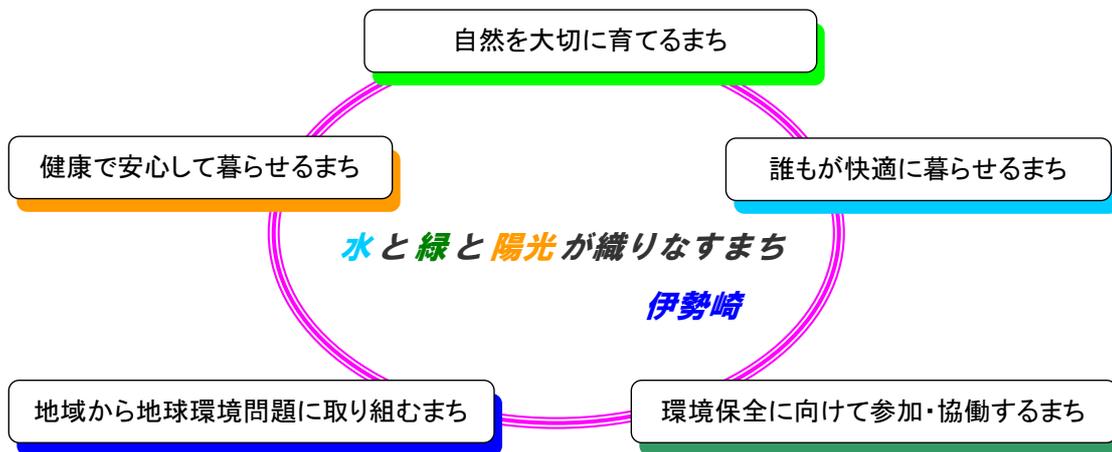
～ 水と緑と陽光が織りなすまち 伊勢崎 ～

本市には利根川をはじめとして多くの河川や沼などの水辺空間、屋敷林や寺社の樹林地の緑地など、また、これらを生息の場とする多様な生物など、市民の日常生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる豊かな自然環境がある。

農業においてのこれらの豊かな水源を利用した水稲栽培がわたしたちにもたらしてくれる多面的な機能が見直されつつある中で、一方では都市化の進展や事業活動に伴い、樹林地や農地の減少など、徐々に自然環境が失われてきている。

これらの状況を踏まえ、市では平成18年3月に「伊勢崎市環境基本計画」を制定し、各種施策を展開している。本市の地域の特色となっている「水」と「緑」を守りつつ、これらを創造していくという考え方から、本市の農業農村整備事業においては、生態系などの自然環境に対して負担の大きい、また農村環境に大幅な変化をもたらすような工法は用いず、営農と環境との調和に配慮した事業推進を行うものとする。

望ましい環境像の実現に向けて、5つの視点とそれに対するそれぞれの基本目標を次のように掲げている。



農業農村整備は地域づくりであることに着眼し、整備の基本的な考え方としての優良農地の確保によって、意欲ある担い手農家を中心とした活力ある地域農業を推進していく中で、伊勢崎市の農業の特性を活かした市街地と農村との調和のとれた「水」と「緑」が溢れる、住みよいまちづくりを目指すものである。

第1節 ゾーニングの決定

| 区域 | 図 | 事業名 | 地区名 | 予定工期 | 内容 | 備考 |
|------|---|-------------------------|--------|-----------|-------------|------|
| 環境創造 | ① | 経営体育成基盤整備事業 | 開田 | H17 ~ H22 | 水生動物生息環境整備 | |
| | | | | | | |
| 環境配慮 | ② | 畑地帯総合整備事業(担い手育成) | 伊与久南部 | H 9 ~ H21 | 施工時,稀少動植物移動 | |
| | ③ | (農山)農地整備事業(畑地帯担い手育成型) | 境小此木 | H22 ~ H30 | 施工時,稀少動植物移動 | |
| | ④ | 水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手育成型) | 境小此木東部 | R2 ~ R8 | 施工時,稀少動植物移動 | |
| | ⑤ | 農地耕作条件改善事業交付金 | 境下武士 | H27 ~ R1 | 施工時,稀少動植物移動 | |
| | ⑥ | 水利施設等整備事業 | 坂東大堰2期 | R4 ~ R12 | 施工時,稀少動植物移動 | 関連受益 |
| | ⑦ | 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型) | 大正用水3期 | R2 ~ R7 | 施工時,稀少動植物移動 | 関連受益 |
| | ⑦ | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 大正用水4期 | R4 ~ R6 | 施工時,稀少動植物移動 | 関連受益 |
| | ⑨ | 水利施設等整備事業 | 佐波新田用水 | R3 ~ R7 | 施工時,稀少動植物移動 | 関連受益 |
| | ⑪ | 農村地域防災減災事業 | 早川貯水池 | R8 ~ R11 | 施工時,稀少動植物移動 | 関連受益 |
| | ⑫ | 農村地域防災減災事業(ため池整備事業) | 鯉沼 | H24 ~ H27 | 施工時,稀少動植物移動 | |
| | ⑬ | 農地耕作条件改善事業 | 境伊与久 | R6 ~ R7 | 施工時,稀少動植物移動 | |

※ 具体的なゾーニング図面は、次ページの「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン構想図」を参照

伊勢崎市田園環境整備マスタープラン構想図



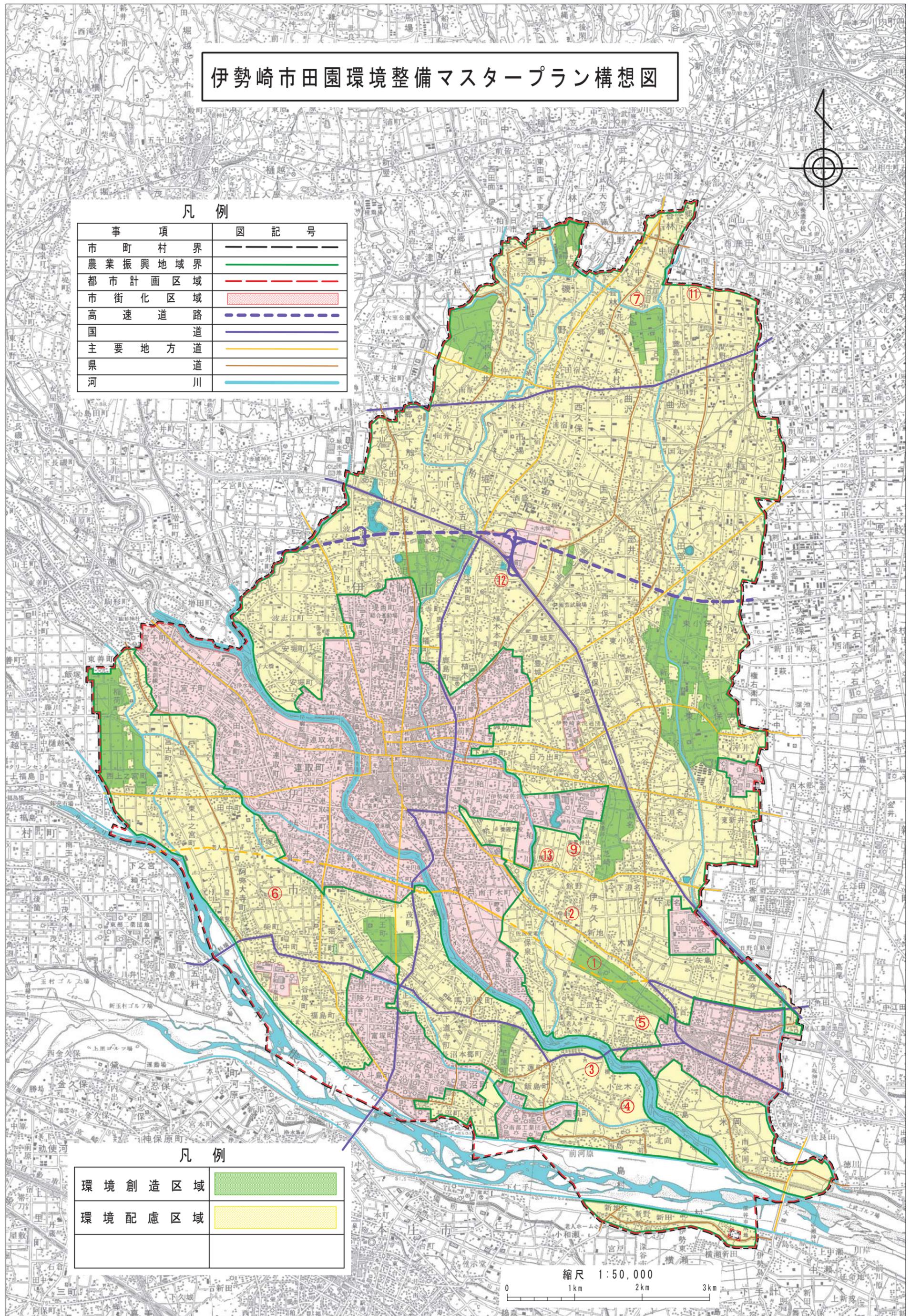
凡例

| 事項 | 図記号 |
|---------|---------|
| 市町村境界 | --- |
| 農業振興地域界 | — |
| 都市計画区域 | - - - |
| 市街化区域 | ■ |
| 高速道路 | — — — — |
| 国道 | — — — |
| 主要地方道 | — — — — |
| 県道 | — — — — |
| 河川 | — — — — |

凡例

| | |
|--------|---|
| 環境創造区域 | ■ |
| 環境配慮区域 | ■ |

縮尺 1:50,000
0 1km 2km 3km



田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について

平成14年2月14日付13農振第2513号

地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 殿
水資源開発公団総裁
緑資源公団理事長

平成14年2月14日付けをもって環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱(13農振第2512号農林水産事務次官依命通知)が定められたが、第6の田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については別紙「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」によることとしたので、御了知の上、その適切な実施にご配慮をお願いする。

別紙

田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領

第1 定義

環境との調和に配慮した農業農村整備事業基本要綱(平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第6の田園環境整備マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)に定められるべき事項等については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 マスタープランの対象地域

マスタープランの対象とする地域は、要綱第5に定める事業(以下「環境配慮対象事業」という。)の実施地区又は実施を予定する地区をその区域に含む市町村において、以下に該当する地域とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域
- (2) 農業振興地域以外の地域であって、生態系の連続性や農道・水路等の施設の一体性・連続性を考慮して市町村がマスタープランの対象として取り組むべきと定めた地域

第3 マスタープランの作成

1 市町村がマスタープランを作成するときは、次の点に留意するものとする。

- (1) マスタープランの作成に当たっては、別紙「田園環境整備マスタープラン作成調査項目」の内容により対象地域における自然環境及び社会環境に係る現況の調査を行い、その調査結果に基づくものとする。
- (2) マスタープランにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 地域内の環境評価に関する事項
- イ 環境保全の基本方針に関する事項
- ウ 地域整備計画に関する事項
- エ その他市町村長が必要と認める事項

(3) マスタープランにおいては、次に掲げる事項を満たすものとする。

- ア 都道府県、市町村において既に作成されている環境に関する計画等、都道府県、市町村の施策との調和に十分配慮されたものであること。

イ 対象地域が「環境創造区域」(自然と共生する環境を創造する区域)又は「環境配慮区域」(工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域)のいずれかに区分されたものであること。

(4) マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関などとの密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させるように努めるものとする。

(5) 既に、農村環境計画策定要綱(平成6年6月23日付け構改C第398号構造改善局長通知)に基づき農村環境計画が作成されているときは、当該計画をマスタープランとみなすものとする。

(6) このほか、市町村において(2)アからウに該当する事項を定める計画等が既に定められているときは、これをマスタープランとして活用することができるものとする。

2 環境対策配慮事業の事業計画作成に当たって必要なマスタープランが作成されていないときは、事業主体は関係市町村に対してマスタープランの作成を要請するものとする。

第4 マスタープランの見直し

マスタープラン作成後、対象地域の自然的社会的環境の変化等により必要があるときは、マスタープランを見直すものとする。

第5 その他

補助事業の事業主体は、各環境配慮対象事業の実施要綱等が定める事業採択申請書の提出方法により、当該事業の実施地区に係るマスタープランを事業採択申請書と併せて提出するものとする。

別 紙

田園環境整備マスタープラン作成調査項目

| 項 目 | 具 体 的 内 容 例 |
|----------------|--|
| 1 自然環境調査 | |
| (1) 気象 | ①気温、②降水量、③積雪等 |
| (2) 地形・地質 | ・地形:地勢図や地形図による ・地質:地質図等による |
| (3) 水環境 | ①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態 |
| (4) 植物 | ①植物群落の種類と分布:現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況 |
| (5) 動物 | ①野生動物・希少動物の生息状況 |
| (6) 景観 | ①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真 |
| 2 社会状況調査 | |
| (1) 地域指定 | ①国際的な措置(ラムサール条約等) ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域 |
| (2) 地域指標 | ①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造、④農業の現状及び動向等 |
| (3) 観光レクリエーション | ①主要な観光レクリエーション資源・施設の位置及び機能 |
| (4) 土地利用 | ①土地利用の現況:土地利用図等による |
| (5) 関連計画 | ①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況 |
| (6) 歴史・文化 | ①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要 |

(参考)農業農村整備事業関係実施要綱、要領、補助金交付要綱等通知集:農林水産省農村振興局整備部

◆参考資料等一覧

・ 出典資料名等

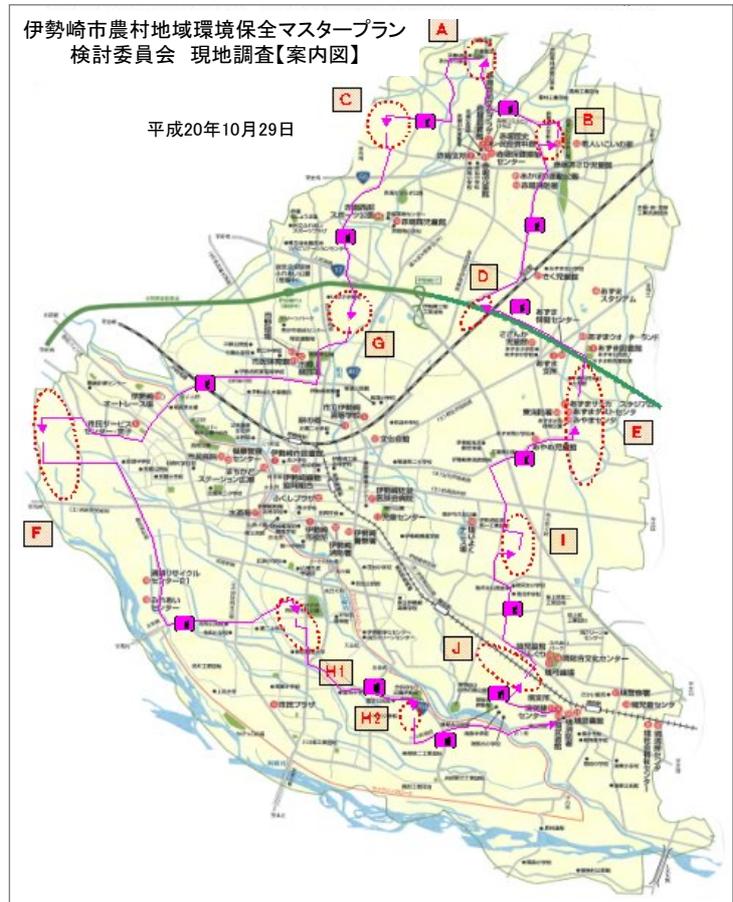
| 番号 | 掲載ページ | 項目 | 出典資料名等 |
|-----|-------|----------------|------------------------------|
| ※1 | 1 | 耕地利用率 | 第54次群馬農林水産統計年報 |
| ※2 | 5 | 平均気温 | 気象庁アメダスデータ(1999～2008の10年間平均) |
| ※3 | 5 | 年間降雨量 | 気象庁アメダスデータ(1999～2008の10年間平均) |
| ※4 | 5 | 耕地面積 | 第54次群馬農林水産統計年報 |
| ※5 | 5 | 地質 | 「日本の地質3 関東地方」共立出版:1986年 |
| ※6 | 11 | 絶滅野生植物 | 群馬県レッドデータブック(2001年:植物編) |
| ※7 | 12 | 絶滅野生動物 | 群馬県レッドデータブック(2002年:動物編) |
| ※8 | 14 | 里山 | 「群馬の貴重な自然」:県自然環境課 |
| ※9 | 15 | 野菜指定産地 | 群馬県 |
| ※10 | 15 | 産地指定野菜の県内シェア | 第54次群馬農林水産統計年報 |
| ※11 | 16 | 人口と世帯数 | 国勢調査報告 |
| ※12 | 17 | 産業構造 | 平成17年国勢調査報告 |
| ※13 | 20 | 土地利用 | 群馬県 |
| ※14 | 21 | まちづくりの体系 | 伊勢崎市総合計画 |
| ※15 | 22 | 望ましい環境像 | 伊勢崎市環境基本計画 |
| ※16 | 27 | 伝承・伝説・民話等 | 伊勢崎市観光協会等 |
| ※17 | 30 | 芸能 | 伊勢崎市観光協会等 |
| ※18 | 30 | まつり・イベント・民俗芸能等 | 伊勢崎市観光協会等 |
| ※19 | 32 | 生産環境 | 群馬県統計書:2005年 |

・ 用語解説

| 番号 | 用語 | 用語の解説 |
|------|---------|--|
| ※用語① | 営力 | 地球の表面に作用して、それを変位、変形させて地形をつくる力。 |
| ※用語② | 更新世 | 地質時代のひとつであり、第四紀は更新世と完新世に区別されている。更新世は約180万年前～1万年前までの時代で、第四紀の大部分を占める。 |
| ※用語③ | 応桑岩屑なだれ | 何度も噴火している浅間山ですが、中でも2万4千年前の大爆発は山体を崩壊させた大規模のもので、北側に流れ出したことから付近の地名を付けて、特に「応桑岩屑(おうくわがんせつ)なだれ」と呼んでいる。 |
| ※用語④ | 岩屑流 | 火山噴火や地震動などが引き金となって山体斜面が大規模に崩壊し、急速に滑り落ちる現象のこと。 |
| ※用語⑤ | 二次林 | 人と自然のかかわりの中で形成されてきた山林で、差土地・里山の中心的存在であるいわゆる雑木林などが代表的なものと言える。 |
| ※用語⑥ | 自然的土地利用 | 宅地・商工業用地・道路等が都市的土地利用と呼ばれるのに対し、農業・山林・池沼・河川などの土地利用形態を指す。 |

◆ 検討委員会

田園環境整備マスタープラン作成にあたっては、「伊勢崎市農村地域環境保全マスタープラン検討委員会」を設置し、現地踏査を含め活発に意見交換して決定したものである。



委員名簿

- 高柳 計代 (広瀬桃木両用水土地改良区理事長)
- 久保田 源太郎 (大正用水土地改良区理事長)
- 渡邊 政幸 (八坂堰土地改良区理事長)
- 高木 敏雄 (佐波新田用水土地改良区理事長)
- 石原 泰三 (群馬県自然保護指導委員)
- 柳瀬 昌代 (群馬県環境アドバイザー)
- 田部 井清 (伊勢崎市農業委員会農業振興部会長 前職)
- 加藤 行敏 (伊勢崎市農業委員会農業振興部会長)
- 内田 新一 (佐波伊勢崎農業協同組合営農事業部長)
- 吉田 昌夫 (赤堀町農業協同組合常勤役員)
- 福島 賢二 (中部農業事務所農村整備課長)
- 永井 幸二 (中部農業事務所伊勢崎地区農業指導センター長)
- 飯塚 明彦 (前橋環境森林事務所伊勢崎環境森林センター長)

◆ パブリックコメント

意見募集期間:平成21年1月5日～2月4日



(坂東大橋)

伊勢崎市田園環境整備マスタープラン

発行日：平成21年3月

更新日：令和 7年3月

発行：伊勢崎市

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話：0270-24-5111 FAX：0270-23-980

URL：<http://www.city.isesaki.lg.jp/>

編集：農政部 農村整備課